

# 『 公共建築数量積算基準 』

【平成29年改定 対比表】

国土交通省大臣官房官庁営繕部

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>第1編 総 則</b>	<b>第1編 総 則</b>
<p><u>1 適用</u> この基準は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、壁式鉄筋コンクリート造等の標準的な建築物に適用する。</p>	<p><u>1 本基準は、工事費（積算価額）を積算するための建築数量の計測・計算の方法を示すものであって、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、壁式鉄筋コンクリート造等の標準的な建築物について定めたものである。</u></p>
<p><u>2 基本事項</u> <u>(1)</u> 数量を求める対象は、「公共建築工事内訳書標準書式」において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。</p>	<p><u>2</u> 数量を求める対象は、仕様書に準ずる「公共建築工事内訳書標準書式」(以下「内訳書標準書式」という)において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。</p>
<p><u>(2)</u> 数量は、原則として設計数量とする。ただし、計画数量及び所要数量を求める場合は、この基準に示す方法に基づいて計測・計算する。 なお、設計数量、計画数量及び所要数量は、次による。</p>	<p><u>3 本基準において数量とは、原則として設計数量をいう。ただし、計画数量及び所要数量を必要とする場合は、本基準に示す方法に基づいて計測・計算し、計画数量又は所要数量であることを明示する。</u></p>
<p><u>1)</u> 設計数量とは、設計図書に記載されている個数及び設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。なお、材料のロス等については単価の中で考慮する。</p>	<p><u>(1)</u> 設計数量とは、設計図書に表示されている個数や、設計寸法から求めた正味の数量をいい、大部分の施工数量がこれに該当し、材料のロス等については単価の中で考慮する。</p>
<p><u>2)</u> 計画数量とは、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいう。</p>	<p><u>(2)</u> 計画数量とは、設計図書に表示されていない施工計画に基づいた数量をいい、仮設や土工の数量等がこれに該当する。</p>
<p><u>3)</u> 所要数量とは、定尺寸法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量をいう。 なお、所要数量であることを明示する。</p>	<p><u>(3)</u> 所要数量とは、定尺寸法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量をいい、鉄筋、鉄骨、木材等の数量がこれに該当する。</p>
<p><u>(3)</u> 設計寸法とは、設計図書に記載された寸法、記載された寸法から計算によって得られる寸法及び計測器具により読み取ることのできる寸法をいう。</p>	<p><u>4 本基準において設計寸法とは、設計図書に表示された寸法、表示された寸法から計測・計算することのできる寸法及び物差により読みとることのできる寸法をいう。</u></p>
<p><u>(4)</u> 計測における寸法の単位は、原則としてmとする。</p>	<p><u>5 本基準において単位及び端数処理は原則として次による。</u></p>
<p>(5) 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、㎡、m³及びtとする。</p>	<p><u>(1)</u> 長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれ、m、㎡、m³及びtとする。</p>
<p><u>(6)</u> 計測・計算における端数処理及び有効数値は、原則として次による。</p>	<p><u>(2)</u> 端数処理は、四捨五入とする。</p>
<p><u>1)</u> 端数処理は、四捨五入とする。</p>	

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<u>2) 長さ、面積、体積及び質量は</u> 小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、電子データの <u>数値については、計測・計算過程において、その数値を活用してもよい。</u>	<u>(3) 計測寸法の単位はmとし、</u> 小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、設計図書から得られる電子データの <u>小数点以下第2位以下の数値については、その数値を活用し、端数処理を行わなくてよい。</u>
<u>(7) 工事費内訳書の数量は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、</u> 小数点以下第1位とする。ただし、100以上の場合は整数とする。	<u>(4) 内訳書の細目数量は、</u> 小数点以下第1位とする。ただし、100以上の場合は整数とする。
<u>(8) 数量は、公共建築工事標準単価積算基準における単価に対応したものとす。</u>	<u>6 数量に対応する単価は、「内訳書標準書式」の工種別方式における単価又は複合単価もしくは部分別方式における単価、複合単価又は合成単価とする。</u>
<u>(9) この基準に</u> 規定した計測・計算の方法に準ずる略算法を用いるときは、適切な方法による。	<u>7 本基準に</u> 規定した計測・計算の方法に準ずる略算法を用いるときは、適切な方法による。
<u>(10) 計測・計算に統計値を用いるときは、適切な統計値による。</u>	<u>8 本基準に規定した計測・計算の方法に</u> 統計値を用いるときは、適切な統計値による。
<u>(11) 計測・計算は、工事費内訳書による種目、科目（中科目）及び細目に区分するほか、第2編以降による。</u>	<u>9 本基準は積算上、仮設、土工・地業、躯体、仕上、屋外施設等、改修、発生材処理に分けて定める。</u>
<b>第2編 仮 設</b> 仮設の計測・計算については、共通仮設、 <u>直接仮設及び専用仮設</u> に区分して定める。	<b>第2編 仮 設</b> 仮設の計測・計算については、共通仮設、 <u>直接仮設、専用仮設</u> に区分して定める。
<b>第1章 仮 設</b> <b>第1節 仮設の定義</b> 仮設とは、「建築物を完成するために必要な一時的な仮の施設・設備で建物が完成するまでにすべて撤去されるもの」をいう。	<b>第1章 仮 設</b> <b>第1節 仮設の定義</b> 仮設とは、「建築物を完成するために必要な一時的な仮の施設・設備で建物が完成するまでにすべて撤去されるもの」をいう。
<b>第2節 仮設の区分</b> (1) 共通仮設 共通仮設とは、複数の工事種目に共通して使用する仮設をいう。 (2) 直接仮設 直接仮設とは、 <u>工事種目ごと</u> の複数の工事科目に共通して使用する仮設をいう。	<b>第2節 仮設の区分</b> (1) 共通仮設 共通仮設とは、複数の工事種目に共通して使用する仮設をいう。 (2) 直接仮設 直接仮設とは、 <u>各</u> 工事種目ごとの複数の工事科目に共通して使用する仮設をいう。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(3) 専用仮設 専用仮設とは、 <u>工事種目ごと</u> の工事科目で単独に使用する仮設をいう。	(3) 専用仮設 専用仮設とは、 <u>各</u> 工事種目ごとの工事科目で単独に使用する仮設をいう。
<b>第3節 共通仮設の計測・計算</b>	<b>第3節 共通仮設の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b> 共通仮設は、仮設図面等に基づいて積み上げ計算するか、標準的な項目については適切な統計値により算出することができる。なお、積み上げ計算する項目については、計画数量とする。	<b>1 通 則</b> 共通仮設は、仮設図面等に基づいて積み上げ計算するか、標準的な項目については適切な統計値により算出することができる。なお、積み上げ計算する項目については、計画数量とする。
(1) 仮 囲 い 仮囲いとは、作業現場周辺を保安等の理由から区画するもので、建築等の工事及び除去のための工事を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲に設けるものをいう。	(1) 仮 囲 い 仮囲いとは、作業現場周辺を保安等の理由から区画するもので、建築等の工事及び除去のための工事を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲に設けるものをいう。
(2) 工事用道路等 工事用道路等とは、構内の <u>軟弱地盤、重機の走行、長期間の工事等により必要に応じて構内に設置する工事用</u> の道路等をいう。	(2) 工事用道路等 工事用道路等とは、構内の <u>工事用道路であり構内の軟弱地盤、長期間の工事、重機の走行等により必要に応じて計画設置する</u> 道路等をいう。
<u>(3) 安全管理・合図等の要員</u> 安全管理・合図等の要員とは、 <u>工事現場出入口等に配置する交通誘導警備員等</u> のことをいう。	
<u>(4) 揚重機械器具</u> 揚重機械器具とは、 <u>工事に必要な資材等の荷揚げ及び荷卸しを行うクレーン及びリフト類</u> をいう。	
<u>(5) そ の 他</u> 積み上げ項目を必要に応じて、施工条件明示し、 <u>その他として取扱う。</u>	<u>(3) そ の 他</u> 積み上げ項目を必要に応じて、施工条件明示し、 <u>その他で扱う。</u>
<b>2 共通仮設の計測・計算</b>	<b>2 各共通仮設の計測・計算</b>
(1) 仮 囲 い 仮囲いの数量は、種別、高さ等により <u>区分</u> し、仮囲いの外周面の長さを計測・計算する。 <u>設置範囲</u> が設計図書に記載されていない場合は、敷地境界線上の長さを数量とする。 <u>また、出入口のゲート類の数量は、種別、寸法等により区分し、箇所を数量とする。</u>	(1) 仮 囲 い 仮囲いの数量は、種別、高さ等により <u>区別</u> し、仮囲いの外周面の長さを計測・計算する。 <u>なお</u> 、設置範囲が設計図書に記載されていない場合は、敷地境界線上の長さを数量とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(2) 工事用道路等 工事用道路等の数量は、種別、厚さ等により区分し、長さ又は面積を計測・計算する。	(2) 工事用道路等 工事用道路等の数量は、種別、厚さ等により区別し、長さ又は面積を計測・計算する。
(3) 安全管理・合図等の要員 工事現場出入口等に配置する安全管理・合図等の要員の数量は、設計図書による。ただし、記載のない場合は、施工内容、施工条件、敷地の周辺状況及び搬入・搬出頻度を考慮して算出する。	
(4) 揚重機械器具 揚重機械器具の数量は、設計図書による。ただし、記載のない場合は、施工内容、施工条件及び敷地の周辺状況により算出する。	
(5) その他 施工条件明示の項目ごとに、適切な数量を算出する。	(3) その他 その他として、施工条件明示の項目ごとに、適切な数量を算出する。
<b>第4節 直接仮設の計測・計算</b>	<b>第4節 直接仮設の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
直接仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、それぞれの仮設材そのものを計測せずに仮設の設置範囲（建築面積、 <u>延べ面積</u> ）を数量とする項目と、設計寸法から計測・計算する項目がある。	直接仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、それぞれの仮設材そのものを計測せずに仮設の設置範囲（建築面積、 <u>延床面積</u> ）を数量とする項目と、設計寸法から計測・計算する項目がある。
計測・計算する項目についても、一般的に任意で作成された仮設図面に基づいて計測・計算を行い、その数量は計画数量とする。	計測・計算する項目についても、一般的に任意で作成された仮設図面に基づいて計測・計算を行い、その数量は計画数量とする。
(1) <u>遣方</u> <u>遣方</u> とは、配置図により建物の通り芯、高さ等の基準を示すものをいう。	(1) <u>遣り方</u> <u>遣り方</u> とは、配置図により建物の通り芯、高さ等の基準を示すものをいう。
(2) 墨出し、養生、整理清掃後片付け 墨出しとは、躯体、仕上及び設備各工事を施工するために、床、柱及び壁に通り芯並びに高さの基準を示すことで、躯体断面、仕上取付、設備機器等の据付の基準となる親墨までをいう。 養生とは、躯体、仕上げ等の施工済みの各種工事が次工程又は竣工までの破損、汚れ等を防ぐための養生をいい、通路等共通スペースの養生も含む。 整理清掃後片付けとは、屋内及び屋上の片付け清掃をいう。	(2) 墨出し、養生、整理清掃後片付け 墨出しとは、躯体、仕上、設備各工事を施工するために、床、柱、壁に通り芯及び高さの基準を示すことで、躯体断面、仕上取付、設備機器等の据付の基準となる親墨までをいう。 養生とは、躯体、仕上げ等の施工済みの各種工事が次工程又は竣工までの破損、汚れ等を防ぐための養生をいい、通路等共通スペースの養生も含む。 整理清掃後片付けとは、屋内及び屋上の片付け清掃をいう。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(3) 足 場	(3) 足 場
足場とは、工事施工に伴う内外の高所作業（2.0m以上）の作業床、通路として工事関係者の安全確保のために設置する仮設の構築物等である。 <u>通常、外部足場、内部躯体足場、内部仕上足場等に区分する。</u> また、外部足場は足場の種類（枠組幅等）により区分する。	足場とは、工事施工に伴う内外の高所作業（2.0m以上）の作業床、通路として工事関係者の安全確保のために設置する仮設の構築物等である。 <u>通常、外部足場と内部足場に区分する。</u>
(4) 災害防止	(4) 災害防止
災害防止とは、工事関係者及び第三者の災害防止のために設置する垂直養生、安全ネット、外周・開口部養生手すり等の安全設備をいう。 共通仮設の安全施設、鉄骨工事の専用仮設等は <u>区分する。</u>	災害防止とは、工事関係者、第三者の災害防止のために設置する垂直養生、安全ネット、外周・開口部養生手摺等の安全設備をいう。 共通仮設の安全施設、鉄骨工事の専用仮設等は <u>別とする。</u>
<b>2 直接仮設の計測・計算</b>	<b>2 各直接仮設の計測・計算</b>
(1) 遣 方	(1) 遣り方
遣方の数量は、建築面積とする。 <u>なお、建築面積（建築基準法面積）の対象となっていない接地部分の面積は別に計測・計算する。</u>	遣り方の数量は、建築面積とする。
(2) 墨出し、養生、整理清掃後片付け	(2) 墨出し、養生、整理清掃後片付け
墨出し、養生、整理清掃後片付けの数量は、 <u>建築物の各階の床面積の合計（以下「延べ面積」という。）</u> とする。 <u>なお、延べ面積の対象となっていない付帯部分は、区分して計測・計算する。</u>	墨出し、養生、整理清掃後片付けの数量は、 <u>延床面積</u> とする。
(3) 足 場	(3) 足 場
1) 外部足場	1) 外部足場
<u>①外部本足場の数量は、足場の中心の水平長さ</u> と構築物等の上部までの高さによる面積とする。 <u>足場の中心は、</u> 作業幅を考慮し、構築物等の外壁面から1.0mの位置を標準とする。 また、最上部には安全手すりを設けるものとし、その数量は足場の水平長さとする。	外部本足場の数量は、足場の中心の水平長さと構築物等の上部までの高さによる面積とする。 <u>なお、足場の中心は、</u> 作業幅を考慮し、構築物等の外壁面から1.0mの位置を標準とする。 また、最上部には安全手摺を設けるものとし、その数量は足場の水平長さとする。
<u>②一側足場の数量は、構築物等の外壁面から0.5mの位置を標準とし、その水平長さ</u> と足場高さによる面積とする。 <u>また、一側足場の場合は安全手すりの高さに変えて、構築物等の上部までの高さ</u> に1.0mを加算した高さを足場高さとする。	
2) 地 足 場	5) その他の仮設より移動及び追記
地足場は根切り深さにより基礎工事のために設置されるもので、その数量は建築面積	

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<u>とする。ただし、地下面積が建築面積を超える場合は、超える面積を加算する。</u>	を含めたものとする。
<u>3) 内部躯体足場</u> 鉄筋・型枠足場の数量は、延べ面積とする。なお、階高が4.0m超え5.0m未満の鉄筋・型枠足場及び階高が5.0m以上の躯体支保工は高さに応じた足場とし、その数量は足場高さにより区分した対象床面積とする。	<u>2) 躯体支保工の数量は階高が5.0m以上の場合に、1.7mごとに高さを区別して算出した対象水平面積とする。</u>
	することができる。
<u>4) 内部仕上足場</u> 内部仕上足場の数量は、延べ面積とする。なお、階高が4.0mを超える足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場高さにより区分した対象床面積とする。また、階段室、EVシャフト等の足場も区分する。	<u>2) 内部足場</u> 内部足場の数量は、延床面積とする。なお、階高が4.0m以上の内部足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場の区別に対応した対象面積とする。また、階段室、EVシャフト等の足場も内部足場として区別する。
(4) 災害防止	(4) 災害防止
1) 垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積（掛け㎡）とする。	1) 垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積（掛け㎡）とする。
2) 水平ネット張りの数量は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨軸組部分の各階ごとに設置し、鉄骨軸組部分の建方掛け面積（掛け㎡）とする。	2) 水平ネット張りの数量は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨軸組部分の各階ごとに設置し、鉄骨軸組部分の建方掛け面積（掛け㎡）とする。
3) <u>小幅ネット（層間塞ぎ）の数量は、必要に応じた層間塞ぎの掛け長さ（掛けm）とする。</u>	3) <u>小幅ネットの数量は、必要に応じて層間塞ぎの掛け長さ（掛けm）とする。</u>
4) 養生防護柵の数量は、必要に応じた掛け長さ（掛けm）とする。	4) 養生防護柵の数量は、必要に応じた掛け長さ（掛けm）とする。
	(5) その他の仮設
	<u>1) 地足場</u> 地足場は基礎工事のために設置されるもので、その数量は建築面積とする。
	2) 躯体支保工の数量は階高が5.0m以上の場合に、1.7mごとに高さを区別して算出した対象水平面積とする。
	3) 鉄筋・型枠足場の数量は、階高により区別した対象延床面積とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>第5節 専用仮設の計測・計算</b>	<b>第5節 専用仮設の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
専用仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、 <u>仮設の設置範囲を数量とし、計画数量とする。</u>	専用仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、それぞれの仮設材そのものを計測せずに、 <u>仮設の設置範囲（建築面積、延床面積）を数量とし、計画数量とする。</u>
<b>2 専用仮設の計測・計算</b>	<b>2 各専用仮設の計測・計算</b>
(1) 土工専用仮設	(1) 土工専用仮設
土工専用仮設には、排水施設、法面養生、法面養生手すり、山留め・支保工等があるが、原則として仮設図面に基づいて、計測・計算する。	土工専用仮設には、排水施設、法面養生、法面養生手摺、山留め・支保工等があるが、原則として仮設図面に基づいて、計測・計算する。
(2) コンクリート足場	(2) コンクリート足場
コンクリート足場の数量は、 <u>延べ面積</u> とする。	コンクリート足場の数量は、 <u>延床面積</u> とする。
(3) 鉄骨足場	(3) 鉄骨足場
鉄骨足場には、吊り棚足場、 <u>吊りかご足場及び吊り枠足場</u> があり、数量は、それぞれ鉄骨軸組部分の <u>延べ面積</u> 、架け長さ及び <u>箇所数</u> とする。	鉄骨足場には、吊り棚足場、吊りかご足場、吊り枠足場があり、数量は、それぞれ鉄骨軸組部分の <u>延床面積</u> 、架け長さ及び <u>箇所数</u> とする。
<b>第3編 土工・地業</b>	<b>第3編 土工・地業</b>
土工・地業の計測・計算については、土工と地業に区別して定める。	土工・地業の計測・計算については、土工と地業に区別して定める。
<b>第1章 土 工</b>	<b>第1章 土 工</b>
<b>第1節 土工の定義</b>	<b>第1節 土工の定義</b>
土工とは、整地、根切り、埋戻し、盛土、建設発生土（不用土） <u>処理等</u> 、土の処理及びこれらに伴う山留め、排水等をいう。	土工とは、整地、根切り、埋戻し、盛土、建設発生土（不用土） <u>処理等工事</u> のための土の処理並びにこれらに伴う山留め、排水等をいう。
<b>第2節 土工の計測・計算</b>	<b>第2節 土工の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
1) 根切り、埋戻し、山留め、排水等の計測・計算は、原則として計画数量とする。	1) 根切り、埋戻し、山留め、排水等の計測・計算は、原則として計画数量とする。



公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
2) 土工の計測・計算は、原則として <u>根切り基準線から行う。</u>	2) 土工の計測・計算は、原則として <u>設計地盤から行うが、設計地盤が現状地盤（敷地の平均高さ）と異なるときは、現状地盤から行う。なお、現状地盤の高低差が極端にある場合は平均地盤とすることができる。</u>
3) <u>根切り基準線は次による。</u> 根切り基準線は設計地盤を原則とする。設計地盤と現状地盤とが異なる場合には根切り、埋戻しの基準線は現状地盤とする。 なお、同一建物について現状地盤に若干の高低差のある場合は、便宜上その平均高さを現状地盤高さとする。	
4) 土砂量は地山数量とし、掘削による増加、締固めによる減少は考慮しない。	3) 土砂量は地山数量とし、掘削による増加、締固めによる減少は考慮しない。
5) 土工について土工計画があるときは、原則としてその計画に基づいて計測・計算する。	4) 土工について土工計画があるときは、原則としてその計画に基づいて計測・計算する。
<b>2 土の処理の計測・計算</b>	<b>2 土の処理の計測・計算</b>
土の処理は、整地、根切り、埋戻し、盛土、 <u>建設発生土（不用土）処理等に区分して定める。</u>	土の処理は、整地、根切り、埋戻し、盛土、 <u>建設発生土（不用土）処理に区別して定める。</u>
(1) 整地	(1) 整地
整地とは、設計地盤又は現状地盤に沿う敷地の地均しをいい、その数量は指定された範囲の水平面積とする。ただし、敷地が設計地盤より高いときは、計算上すきとり、切土して設計地盤を形成するものとし、その数量は敷地の設計地盤からの平均高さで指定された範囲の水平面積による体積とする。	整地とは、設計地盤又は現状地盤に沿う敷地の地均しをいい、その数量は指定された範囲の水平面積とする。ただし、敷地が設計地盤より高いときは、計算上すきとり、切土して設計地盤を形成するものとし、その数量は敷地の設計地盤からの平均高さで指定された範囲の水平面積による体積とする。
(2) 根切り	(2) 根切り
根切りとは、基礎、地下構築物等を施工するための土の掘削をいい、その数量は計算上根切り側面を垂直とみなし、その根切り面積と根切り深さによる体積とする。 根切り面積とは、原則として基礎又は地下構築物等の底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計測・計算した面積をいう。	根切りとは、基礎、地下構築物等を施工するための土の掘削をいい、その数量は計算上根切り側面を垂直とみなし、その根切り面積と根切り深さによる体積とする。 根切り面積とは、原則として基礎又は地下構築物等の底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計測・計算した面積をいう。
1) 根切りは、基礎・基礎梁の構造により、つぼ・布掘り、総掘りに分類する。 ただし、つぼ・布掘りで基礎の深い場合は、一次根切りを総掘りとし、二次根切りをつぼ・布掘りとする。	1) 根切りは、基礎・基礎梁の構造により、つぼ・布掘り、総掘りに分類する。ただし、つぼ・布掘りで基礎の深い場合は、一次根切りを総掘りとし、二次根切りをつぼ・布掘りとする。

# 公共建築数量積算基準の改定について

改定	現行
2) 根切り深さとは、根切り基準線から基礎、地下構築物等の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利地業等の厚さ等を加えたものをいう。ただし、地下構築物等で総掘り後の独立基礎、布基礎、基礎梁等のための根切りについては、総掘りの根切り底を根切り基準線として計測・計算し、総掘りと <u>区分</u> する。	2) 根切り深さとは、根切り基準線から基礎、地下構築物等の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利地業等の厚さ等を加えたものをいう。ただし、地下構築物等で総掘り後の独立基礎、布基礎、基礎梁等のための根切りについては、総掘りの根切り底を根切り基準線として計測・計算し、総掘りと <u>区別</u> する。 図→省略
3) 余幅は、作業上のゆとり幅に、土質と根切り深さに応ずる係数を乗じた法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の1/2を加えた幅をいう。 作業上のゆとり幅は、0.5mを標準とする。ただし、土間、犬走り等の作業上のゆとり幅は、0.1mを標準とする。 法幅の土質と根切り深さに応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、指定のない場合の普通土の係数は、 ① 根切り深さが1.5m未満の場合は0とし、法を設けない。 ② 根切り深さが1.5m以上5.0m未満は0.3を標準とする。 ③ 根切り深さが5.0m以上は0.6を標準とする。 また、山留め壁と躯体間の余幅は1.0mを標準とする。	3) 余幅は、作業上のゆとり幅に、土質と根切り深さに応ずる係数を乗じた法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の1/2を加えた幅をいう。 作業上のゆとり幅は、0.5mを標準とする。ただし、土間、犬走り等の作業上のゆとり幅は、0.1mを標準とする。 法幅の土質と根切り深さに応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、指定のない場合の普通土の係数は、 ① 根切り深さが1.5m未満の場合は0とし、法を設けない。 ② 根切り深さが1.5m以上5.0m未満は0.3を標準とする。 ③ 根切り深さが5.0m以上は0.6を標準とする。 また、山留め壁と躯体間の余幅は1.0mを標準とする。
4) 基礎梁の根切りの長さは、独立基礎の根切り側面から計測・計算し、交差する基礎梁又は布基礎の根切りの長さは、深い方の根切り側面から計測・計算する。	4) 基礎梁の根切りの長さは、独立基礎の根切り側面から計測・計算し、交差する基礎梁又は布基礎の根切りの長さは、深い方の根切り側面から計測・計算する。
5) 根切り床付けの数量は、基礎、基礎梁下、耐圧盤下等の砂利地業の面積による。 <u>また、杭間ざらいの数量は、杭の種別等により区分する。</u>	5) 根切り床付けの数量は、基礎、基礎梁下、耐圧盤下等の砂利地業の面積による。
6) 土間、犬走り等のすきとりは（2）根切りに準ずる。	6) 土間、犬走り等のすきとりは（2）根切りに準ずる。
7) 杭の余長等による根切り量の減少はないものとする。	7) 杭の余長等による根切り量の減少はないものとする。
<b>(3) 埋 戻 し</b> 埋戻しとは、根切り部分と基礎、地下構築物等との間隙を土、砂等により充てんすることをいい、その数量は、根切りの数量から <u>根切り基準線以下の</u> 基礎又は地下構築物の体積、 <u>砂利地業及び捨コンクリートの体積を控除した数量とする。</u> <u>また、埋戻しの土は、種別ごとに区分する。</u>	<b>(3) 埋 戻 し</b> 埋戻しとは、根切り部分と基礎、地下構築物等との間隙を土、砂等により充てんすることをいい、その数量は、根切りの数量から <u>現状地盤以下の</u> 基礎又は地下構築物の体積及び砂利地業と捨コンクリートの体積を控除した数量とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(4) 盛 土	(4) 盛 土
盛土とは、設計図書によって土、砂等を盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、その根切り基準線からの平均厚さによる体積とする。 <u>また、盛土の土は、種別ごとに区分する。</u>	盛土とは、設計図書によって土又は砂等を盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、その現状地盤からの平均厚さによる体積とする。
(5) 建設発生土（不用土）処理	(5) 建設発生土（不用土）処理
建設発生土（不用土）処理とは、当該建築工事について不用となる土の処理をいい、その数量は敷地の条件又は根切り及びすきとりによる土の状況により、次による。	建設発生土（不用土）処理とは、当該建築工事について不用となる土の処理をいい、その数量は敷地の条件又は根切り及びすきとりによる土の状況により、次による。
1) 根切り及びすきとりによる土が、埋戻し及び盛土に適さないときは、根切り及びすきとりの数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。	1) 根切り及びすきとりによる土が、埋戻し及び盛土に適さないときは、根切り及びすきとりの数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。
2) 根切り及びすきとりによる土が、埋戻し及び盛土に適するときは、原則として根切り及びすきとりの数量から埋戻し及び盛土の数量を減じた数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。ただし、根切り及びすきとりによる土を仮置きすることができない場合は、根切り及びすきとりの全数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。 <u>また、処分先等が異なる場合は、それぞれに区分する。</u>	2) 根切り及びすきとりによる土が、埋戻し及び盛土に適するときは、原則として根切り及びすきとりの数量から埋戻し及び盛土の数量を減じた数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。ただし、根切り及びすきとりによる土を仮置きすることができない場合は、根切り及びすきとりの全数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。
<b>3 山留め壁の計測・計算</b>	<b>3 山留め壁の計測・計算</b>
1) 山留め壁とは、根切り側面の土の崩壊等を防御するための仮設備をいう。その数量は根切り深さに根入長さを加えた山留め壁の高さと、山留め壁周長との積による壁面積とする。なお、親杭・横矢板工法の場合、矢板数量は、根切り深さを高さとする山留め壁高さと山留め壁周長との積による壁面積とし、親杭は根入れを含む長さごとの本数又は延べ長さとする。基礎根切り等の山留め壁については、それぞれの山留め壁高さと山留め壁長さとの積による面積又は箇所数とすることができる。	1) 山留め壁とは、根切り側面の土の崩壊等を防御するための仮設備をいう。その数量は根切り深さに根入長さを加えた山留め壁の高さと、山留め壁周長との積による壁面積とする。なお、親杭・横矢板工法の場合、矢板数量は、根切り深さを高さとする山留め壁高さと山留め壁周長との積による壁面積とし、親杭は根入れを含む長さごとの本数又は延べ長さとする。基礎根切り等の山留め壁については、それぞれの山留め壁高さと山留め壁長さとの積による面積又はか所数とすることができる。
2) 切りばり面積は各段ごとの根切り面積とする。	2) 切りばり面積は各段ごとの根切り面積とする。
3) 山留め壁、腹おこし、切りばり等の山留め壁用機材類の数量を求める必要があるときは、1)項による山留め壁数量と土質、湧水量等に基づいて山留め壁計画を設定したうえで、計測・計算する。	3) 山留め壁、腹おこし、切りばり等の山留め壁用機材類の数量を求める必要があるときは、1)項による山留め壁数量と土質、湧水量等に基づいて山留め壁計画を設定したうえで、計測・計算する。
4) 山留め壁（地中連続壁）の鉄筋は所要数量とし設計数量に対し、3%増を標準とする。	4) 山留め壁（地中連続壁）の鉄筋は所要数量とし設計数量に対し、3%増を標準とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>4 排水の計測・計算</b>	<b>4 排水の計測・計算</b>
1) 排水とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量による。	1) 排水とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量による。
2) 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、排水の数量と土質等に基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。	2) 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、排水の数量と土質等に基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。
<b>第2章 地業</b>	<b>第2章 地業</b>
<b>第1節 地業の定義</b>	<b>第1節 地業の定義</b>
地業とは、基礎杭、地盤改良等の建物等を支持する部分、 <u>砂利地業</u> 等をいう。	地業とは、基礎杭、地盤改良等の建物等を支持する部分 <u>及び砂利地業</u> 等をいう。
<b>第2節 地業の計測・計算</b>	<b>第2節 地業の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
1) 杭地業の計測・計算は、設計図書による。	1) 杭地業の計測・計算は、設計図書による。
2) <u>杭頭の処理等の数量は</u> 、既製コンクリート杭は寸法等ごとの本数 <u>又は</u> 場所打コンクリート杭はその体積、 <u>鉄筋等の質量とする。</u>	2) <u>杭頭の処理等の数量を求める場合は</u> 、既製コンクリート杭は寸法等ごとの本数、 <u>場所打コンクリート杭はその体積及び鉄筋等の質量とする。</u>
<b>2 地業の計測・計算</b>	<b>2 各地業の計測・計算</b>
(1) 既製杭	(1) 既製杭
1) 既製杭とは、コンクリート製、鋼製等の既製杭による杭地業をいう。	1) 既製杭とは、コンクリート製、鋼製等の既製杭による杭地業をいう。
2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により <u>区分</u> し、継手を考慮した杭のセット本数とする。	2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により <u>区別</u> し、継手を考慮した杭のセット本数とする。
(2) 場所打コンクリート杭	(2) 場所打コンクリート杭
1) 場所打コンクリート杭とは、コンクリート現場打の杭地業をいう。	1) 場所打コンクリート杭とは、コンクリート現場打の杭地業をいう。
2) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により <u>区分</u> し、原則として杭の <u>箇所数</u> （本数）による。コンクリート体積については杭工法 <u>及び</u> 杭径による適切な割増をした数量とする。 また、必要に応じて杭頭部にコンクリートの余盛りを加算する。	2) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により <u>区別</u> し、原則として杭の <u>か所数</u> （本数）による。コンクリート体積については杭工法、 <u>杭径</u> による適切な割増をした数量とする。 また、必要に応じて杭頭部にコンクリートの余盛りを加算する。
3) 杭に用いる鉄筋の所要数量を求める場合は設計数量に対し、3%増を標準とする。	3) 杭に用いる鉄筋の所要数量を求める場合は設計数量に対し、3%増を標準とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(3) 特殊地業	(3) 特殊地業
1) 特殊地業とは、軟弱地盤を改良し、土の沈下を防止するため、土の締固め、脱水、固結、置換等により形成する地業をいう。	1) 特殊地業とは、軟弱地盤を改良し、土の沈下を防止するため、土の締固め、脱水、固結又は置換等により形成する地業をいう。
2) 特殊地業の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、その改良土別及び場所ごとに改良される土の地山体積とする。	2) 特殊地業の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区別し、その改良土別、場所ごとに改良される土の地山体積とする。
(4) ラップルコンクリート	(4) ラップルコンクリート
1) 掘削、山留め等の計測・計算は、第3編第1章第2節の土工の計測・計算の定めによる。	1) 掘削、山留め等の計測・計算は、第3編第1章第2節の土工の計測・計算の定めによる。
2) コンクリート、型枠の計測・計算は、第4編第2章第2節の2各部分の計測・計算の(1)独立基礎に準じる。	2) コンクリート、型枠の計測・計算は、第4編第2章第2節の2各部分の計測・計算の(1)独立基礎に準じる。
3) 型枠を使用しない場合のラップルコンクリート数量は、割増を行った数量とする。	3) 型枠を使用しない場合のラップルコンクリート数量は、割増を行った数量とする。
(5) 砂利地業等	(5) 砂利地業等
1) 砂利地業等とは、根切り底における基礎下等の砂利地業、碎石地業及び捨コンクリートをいい、その数量は、設計図書による面積とその厚さとの積による体積とし、その種類により区分する。なお、設計図書に記載のない場合は躯体側面より0.1m出幅を加えた寸法とする。	1) 砂利地業等とは、根切り底における基礎下等の砂利地業、碎石地業、捨コンクリートをいい、その数量は、設計図書による面積とその厚さとの積による体積とし、その種類により区別する。なお、設計図書に記載のない場合は躯体側面より0.1m出幅を加えた寸法とする。
2) 杭径が600mm未満の杭部分の砂利地業及び捨コンクリートの欠除はないものとする。	2) 杭径が600mm未満の杭部分の砂利地業及び捨コンクリートの欠除はないものとする。
<b>第4編 躯体</b>	<b>第4編 躯体</b>
躯体の計測・計算については、コンクリート、型枠、鉄筋及び鉄骨に区別して定める。	躯体の計測・計算については、コンクリート、型枠、鉄筋、鉄骨に区別して定める。
<b>第1章 躯体の定義と区分</b>	<b>第1章 躯体の定義と区分</b>
<b>第1節 躯体の定義</b>	<b>第1節 躯体の定義</b>
躯体とは、地業と接続する建築物の構造的な骨組部分をいう。	躯体とは、地業と接続する建築物の構造的な骨組部分をいう。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>第2節 躯体の区分</b>	<b>第2節 躯体の区分</b>
躯体は、積算上一般に基礎、柱、梁、床板、壁、階段、その他の各部分に区分する。ただし、壁式構造の場合は、基礎、壁（壁梁を含む）、小梁、床板、階段、その他の各部分に区分する。また、特殊な躯体等については、これらに準ずる。	躯体は、積算上一般に基礎、柱、梁、床板、壁、階段、その他の各部分に区分する。ただし、壁式構造の場合は、基礎、壁（壁梁を含む）、小梁、床板、階段、その他の各部分に区分する。また、特殊な躯体等については、これらに準ずる。
(1) 基礎	(1) 基礎
1) 独立基礎 独立基礎とは、基礎底面から柱又は基礎梁との接統面までの部分をいう。	1) 独立基礎 独立基礎とは、基礎底面から柱又は基礎梁との接統面までの部分をいう。
2) 布基礎 布基礎とは、基礎底面から柱又は壁との接統面までの部分をいう。	2) 布基礎 布基礎とは、基礎底面から柱又は壁との接統面までの部分をいう。
3) 基礎梁 基礎梁とは、基礎間、基礎梁間又は柱間をつなぐ横架材の内法部分をいう。	3) 基礎梁 基礎梁とは、基礎間、基礎梁間又は柱間をつなぐ横架材の内法部分をいう。
4) 底盤（基礎スラブ） 底盤とは、独立基礎、布基礎、基礎梁等に囲まれた内法部分をいう。	4) 底盤（基礎スラブ） 底盤とは、独立基礎、布基礎又は基礎梁等に囲まれた内法部分をいう。
(2) 柱	(2) 柱
基礎上面から屋上階床板上面までの部分を、下部から基礎柱、各階柱及び最上階柱に区分する。基礎柱は、独立基礎上面から基礎梁上面までとし、各階柱は各階床板上面間の柱とする。各階柱のうち最下階の柱は、基礎梁上面から直上階床板上面までとする。最上階柱は、最上階床板上面から屋上床板上面までとする。	基礎上面から屋上階床板上面までの部分を、下部から基礎柱、各階柱、最上階柱に区分する。基礎柱は、独立基礎上面から基礎梁上面までとし、各階柱は各階床板上面間の柱とする。各階柱のうち最下階の柱は、基礎梁上面から直上階床板上面までとする。最上階柱は、最上階床板上面から屋上床板上面までとする。
(3) 梁	(3) 梁
1) 大梁 大梁とは、柱に接する横架材の内法部分をいう。片持梁等もこれに準ずる。	1) 大梁 大梁とは、柱に接する横架材の内法部分をいう。片持梁等もこれに準ずる。
2) 小梁 小梁とは、大梁に接する横架材の内法部分をいう。ただし、壁式構造については、壁又は壁梁に接する横架材の内法部分をいう。	2) 小梁 小梁とは、大梁に接する横架材の内法部分をいう。ただし、壁式構造については、壁又は壁梁に接する横架材の内法部分をいう。
(4) 床板（スラブ）	(4) 床板（スラブ）

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
床板とは、柱、梁等に接する水平材の内法部分をいう。ただし、壁式構造については、壁、壁梁等に接する水平材の内法部分をいう。片持床板等もこれらに準ずる。	床板とは、柱、梁等に接する水平材の内法部分をいう。ただし、壁式構造については、壁又は壁梁等に接する水平材の内法部分をいう。片持床板等もこれらに準ずる。
(5) 壁	(5) 壁
壁とは、柱、梁、床板等に接する垂直材の内法部分をいい、開口部を除く。ただし、壁式構造については、基礎上面から屋上床板上面までの垂直材をいい、開口部を除く。袖壁、下り壁、腰壁等もこれらに準ずる。	壁とは、柱、梁、床板等に接する垂直材の内法部分をいい、開口部を除く。ただし、壁式構造については、基礎上面から屋上床板上面までの垂直材をいい、開口部を除く。袖壁、下り壁、腰壁等もこれらに準ずる。
(6) 階段	(6) 階段
階段とは、段スラブ及びこれに付随する部分をいい、踊場、手すり壁等を含む。	階段とは、段スラブ及びこれに付随する部分をいい、踊場、手摺壁等を含む。
(7) その他	(7) その他
庇、パラベット、ドライエリア等前記(1)～(6)の各部分に接続する部分をいう。	庇、パラベット、ドライエリア等前記の各部分に接続する部分をいう。
<b>第2章 コンクリート部材</b>	<b>第2章 コンクリート部材</b>
<b>第1節 コンクリート部材の区分</b>	<b>第1節 コンクリート部材の区分</b>
コンクリート部材は、第1章第2節の躯体の区分の定めによる。	コンクリート部材は、第1章第2節の躯体の区分の定めによる。
<b>第2節 コンクリート部材の計測・計算</b>	<b>第2節 コンクリート部材の計測・計算</b>
1) コンクリート部材は、コンクリートと型枠に区分し、計測・計算する。	1) コンクリート部材は、コンクリートと型枠に区分し、計測・計算する。
2) 各部分の計測・計算は、第1章第2節の躯体の区分の順序に従い、その接続は原則として「さきの部分」に「あとの部分」が接続するものとして計測・計算する。	2) 各部分の計測・計算は、第1章第2節の躯体の区分の順序に従い、その接続は原則として「さきの部分」に「あとの部分」が接続するものとして計測・計算する。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
3) 壁式構造における壁高さは、基礎上面から最下階直上の床板上面まで、各階床板上上面間、最上階床板上上面から屋上床板上上面までの寸法により計測・計算する。	3) 壁式構造における壁高さは、基礎上面から最下階直上の床板上面まで、各階床板上上面間、最上階床板上上面から屋上床板上上面までの寸法により計測・計算する。
4) 壁式構造における壁長さは、原則として内法長さにより計測・計算するものとし、互いに接続する壁の部分は、原則としてさき計測・計算した部分に属するものとする。ただし、同一の厚さの壁が連続している場合は、全体を通した内法長さによる。布基礎、基礎梁等もこれらに準ずる。	4) 壁式構造における壁長さは、原則として内法長さにより計測・計算するものとし、互いに接続する壁の部分は、原則としてさき計測・計算した部分に属するものとする。ただし、同一の厚さの壁が連続している場合は、全体を通した内法長さによる。布基礎、基礎梁等もこれらに準ずる。
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
(1) コンクリート	(1) コンクリート
1) コンクリートの数量は、普通コンクリート、軽量コンクリート等の種類、調合、強度、スランプ等により区分し、各部分ごとに設計寸法により次の各項に定めるところに従って計測・計算した体積とする。ただし、コンクリートの断面寸法は、第1編総則2基本事項(6)2の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算する。	1) コンクリートの数量は、普通コンクリート、軽量コンクリート等の種類、調合、強度、スランプ等により区別し、各部分ごとに設計寸法により次の各項に定めるところに従って計測・計算した体積とする。ただし、コンクリートの断面寸法は、第1編総則5(3)の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算する。
2) 鉄筋及び小口径管類によるコンクリートの欠除はないものとする。	2) 鉄筋及び小口径管類によるコンクリートの欠除はないものとする。
3) 鉄骨によるコンクリートの欠除は、第4章鉄骨に定めるところにより計測・計算した鉄骨の設計数量について7.85tを1.0m <sup>3</sup> として換算した体積とする。	3) 鉄骨によるコンクリートの欠除は、第4章鉄骨に定めるところにより計測・計算した鉄骨の設計数量について7.85tを1.0m <sup>3</sup> として換算した体積とする。
4) 窓、出入口等の開口部によるコンクリートの欠除は、原則として建具類等の開口部の内法寸法とコンクリートの厚さによる体積とする。ただし、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5㎡以下の場合は、原則として開口部によるコンクリートの欠除はないものとする。	4) 窓、出入口等の開口部によるコンクリートの欠除は、原則として建具類等の開口部の内法寸法とコンクリートの厚さによる体積とする。ただし、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5㎡以下の場合は、原則として開口部によるコンクリートの欠除はないものとする。
(2) 型 枠	(2) 型 枠
1) 型枠の数量は、普通合板型枠、打放し合板型枠、曲面型枠などの材料、工法及びコンクリート打設面等により区分し、コンクリートの各部分ごとに、原則としてその側面及び底面の面積を次の各項に定めるところに従って計測・計算し、接続部の面積を差し引いた面積とする。	1) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠等、材料、工法、コンクリート打設面等により区別し、コンクリートの各部分ごとに、原則としてその側面及び底面の面積を次の各項に定めるところに従って計測・計算し、接続部の面積を差し引いた面積とする。



公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
2) 梁と床板、基礎梁等と底盤、同一幅の柱と梁等及び壁式構造における壁と床板の接続部は、第2章第2節のコンクリート部材の計測・計算2)の定めによる「さきの部分」の接続部の型枠を差し引く。これ以外の接続部の面積が1.0㎡以下の箇所 <del>の</del> 型枠の欠除はないものとする。	2) 梁と床板、基礎梁等と底盤、同一幅の柱と梁等及び壁式構造における壁と床板の接続部は、第2章第2節のコンクリート部材の計測・計算2)の定めによる「さきの部分」の接続部の型枠を差し引く。これ以外の接続部の面積が1.0㎡以下の <del>か所</del> の型枠の欠除はないものとする。
3) 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、原則として建具類等の内法寸法とする。なお、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5㎡以下の場合は、原則として型枠の欠除はないものとする。 また、開口部の見込部分の型枠は計測の対象としない。	3) 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、原則として建具類等の内法寸法とする。なお、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5㎡以下の場合は、原則として型枠の欠除はないものとする。 また、開口部の見込部分の型枠は計測の対象としない。
4) 斜面の勾配が3/10を超える場合は、その部分の上面型枠又はコンクリートの上面の処理を計測・計算の対象とする。	4) 斜面の勾配が3/10を超える場合は、その部分の上面型枠又は、 <u>コンクリート</u> の上面の処理を計測・計算の対象とする。
5) 階段の踏面及び階の中間にある壁付きの梁の上面は、その部分の上面型枠を計測・計算の対象とする。	5) 階段の踏面、 <u>階</u> の中間にある壁付きの梁の上面は、その部分の上面型枠を計測・計算の対象とする。
6) 大面木、化粧目地、打継ぎ目地、誘発目地等は計測・計算の対象とする。なお、打放し型枠の通常的面取りは計測の対象としない。	6) 大面木、化粧目地、打継ぎ目地、誘発目地等は計測・計算の対象とする。なお、打放し合板型枠の通常的面取りは計測の対象としない。
<b>2 各部分の計測・計算</b>	<b>2 各部分の計測・計算</b>
(1) 基礎	(1) 基礎
1) 独立基礎	1) 独立基礎
① コンクリートの数量は、設計寸法による体積とする。	① コンクリートの数量は、設計寸法による体積とする。
② 型枠の数量は、コンクリートの側面及び斜面の面積とする。接続部については、1通則(2)2)により、斜面については(2)4)による。	② 型枠の数量は、コンクリートの側面及び斜面の面積とする。接続部については、1通則(2)2)により、斜面については(2)4)による。
③ 型枠の数量については、1通則(2)1)では「側面及び底面」としているのを、独立基礎では「側面及び斜面」とし、斜面の上面型枠を計測・計算の対象としている。なお、1通則(2)4)の規定により勾配3/10以下の場合は施工の実際と関係なく計測の対象としない。接続部の型枠の取扱いについては1通則(2)2)による。	② 型枠の数量については、1通則(2)1)では「側面及び底面」としているのを、独立基礎では「側面及び斜面」とし、斜面の上面型枠を計測・計算の対象としている。なお、1通則(2)4)の規定により勾配3/10以下の場合は施工の実際と関係なく計測の対象としない。接続部の型枠の取扱いについては1通則(2)2)による。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
2) 布基礎	2) 布基礎
① コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。	① コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。
② 型枠の数量は、コンクリートの側面及び斜面の面積とする。接続部については、1通則(2)により、斜面については(2)4)による。	② 型枠の数量は、コンクリートの側面及び斜面の面積とする。接続部については、1通則(2)により、斜面については(2)4)による。
3) 基礎梁	3) 基礎梁
① コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。	① コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。
② 型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。接続部については、1通則(2)2)による。 <u>なお、必要があるときは基礎梁の底面型枠を計測・計算の対象とする。</u>	② 型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。接続部については、1通則(2)2)による。
4) 底盤(基礎スラブ)	4) 底盤(基礎スラブ)
① コンクリートの数量は、設計寸法による盤厚と独立基礎、布基礎、基礎梁等に接する内法面積による体積とする。ただし、柱との取合部分の底盤の欠除はないものとする。	① コンクリートの数量は、設計寸法による盤厚と独立基礎、布基礎又は基礎梁等に接する内法面積による体積とする。ただし、柱との取合部分の底盤の欠除はないものとする。
② 型枠の数量は、コンクリートの傾斜部分の面積とする。ただし、斜面については、1通則(2)4)による。	② 型枠の数量は、コンクリートの傾斜部分の面積とする。ただし、斜面については、1通則(2)4)による。
(2) 柱	(2) 柱
1) コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。 <u>各階柱、最上階柱等の区分は、第1章第2節の躯体の区分(2)による。</u>	1) コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。
2) 型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。接続部については、1通則(2)2)による。	2) 型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。接続部については、1通則(2)2)による。
(3) 梁	(3) 梁
1) コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。	1) コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。
2) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び底面の面積とする。ただし、ハンチのある場合の面積の伸びはないものとする。接続部については、1通則(2)2)による。	2) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び底面の面積とする。ただし、ハンチのある場合の面積の伸びはないものとする。接続部については、1通則(2)2)による。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(4) 床 板 (スラブ)	(4) 床 板 (スラブ)
1) コンクリートの数量は、設計寸法による板厚と梁等に接する内法面積とによる体積とし、柱との取り合い部分の床板の欠除はないものとする。ただし、壁式構造については、設計寸法による板厚と壁又は壁梁に接する内法面積とによる体積とする。開口部については、1 通則 (1) 4)による。	1) コンクリートの数量は、設計寸法による板厚と梁等に接する内法面積とによる体積とし、柱との取り合い部分の床板の欠除はないものとする。ただし、壁式構造については、設計寸法による板厚と壁又は壁梁に接する内法面積とによる体積とする。開口部については、1 通則 (1) 4)による。
2) 型枠の数量は、コンクリートの底面の面積とする。ただし、ハンチのある場合の底面積の伸びはないものとし、また梁の水平ハンチによる底面の欠除はないものとする。開口部については、1 通則 (2) 3)による。	2) 型枠の数量は、コンクリートの底面の面積とする。ただし、ハンチのある場合の底面積の伸びはないものとし、また梁の水平ハンチによる底面の欠除はないものとする。開口部については、1 通則 (2) 3)による。
(5) 壁	(5) 壁
1) コンクリートの数量は、設計寸法による壁厚と柱、梁、床板等に接する内法面積とによる体積とする。ただし、壁式構造については、壁厚と壁高さ、壁長さによる体積とする。また、梁、床板のハンチ等との取り合い部分の壁の欠除はないものとする。開口部については、1 通則 (1) 4)による。	1) コンクリートの数量は、設計寸法による壁厚と柱、梁、床板等に接する内法面積とによる体積とする。ただし、壁式構造については、壁厚と壁高さ、壁長さによる体積とする。また、梁、床板のハンチ等との取り合い部分の壁の欠除はないものとする。開口部については、1 通則 (1) 4)による。
2) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び壁梁底面の面積とする。接続部については、1 通則 (2) 2)により、開口部については、1 通則 (2) 3)による。ただし、階段スラブによる壁の型枠の欠除はないものとする。	2) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び壁梁底面の面積とする。接続部については、1 通則 (2) 2)により、開口部については、1 通則 (2) 3)による。ただし、階段スラブによる壁の型枠の欠除はないものとする。
(6) 階 段	(6) 階 段
1) コンクリートの数量は、設計寸法による段スラブ、踊場等の板厚と内法面積とによる体積とする。手すり壁は壁に準ずる。	1) コンクリートの数量は、設計寸法による段スラブ及び踊場等の板厚と、その内法面積とによる体積とする。手摺壁は壁に準ずる。
2) 型枠の数量は、コンクリートの底面、他の部分に接続しない側面、踏面及び蹴上げの面積とする。手すり壁は壁に準ずる。接続部については、1 通則 (2) 2)による。	2) 型枠の数量は、コンクリートの底面及び他の部分に接続しない側面、踏面並びに蹴上げの面積とする。手摺壁は壁に準ずる。接続部については、1 通則 (2) 2)による。
(7) そ の 他	(7) そ の 他
1) 庇、バラベツト、ドライエリア等のコンクリートの数量は、(1) 基礎～(6) 階段に準ずる。	1) 庇、バラベツト、ドライエリア等のコンクリートの数量は、(1) 基礎～(6) 階段に準ずる。
2) 庇、バラベツト、ドライエリア等の型枠の数量は、(1) 基礎～(6) 階段に準ずる。	2) 庇、バラベツト、ドライエリア等の型枠の数量は、(1) 基礎～(6) 階段に準ずる。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>第3章 鉄筋</b>	<b>第3章 鉄筋</b>
<b>第1節 鉄筋の区分</b>	<b>第1節 鉄筋の区分</b>
各部分の名称は、第1章第2節の躯体の区分により、各部分のコンクリート中の鉄筋とその定着等に必要長さを加えたものをその部分の鉄筋とする。	各部分の名称は、第1章第2節の躯体の区分により、各部分のコンクリート中の鉄筋とその定着等に必要長さを加えたものをその部分の鉄筋とする。
<b>第2節 鉄筋の計測・計算</b>	<b>第2節 鉄筋の計測・計算</b>
1) 各部分の計測・計算は、第1章第2節の躯体の区分の順序に従い、その接続は原則として「さきの部分」に「あとの部分」が接続するものとして計測・計算する。	1) 各部分の計測・計算は、第1章第2節の躯体の区分の順序に従い、その接続は原則として「さきの部分」に「あとの部分」が接続するものとして計測・計算する。
2) 壁式構造における壁筋の垂直方向の長さは、第2章第2節のコンクリート部材の計測・計算の3)に定める壁高さによる。腰壁、下り壁等は、それぞれ床板上面までを壁高さとする。	2) 壁式構造における壁筋の垂直方向の長さは、第2章第2節のコンクリート部材の計測・計算の3)に定める壁高さによる。腰壁、下り壁等は、それぞれ床板上面までを壁高さとする。
3) 壁式構造における壁筋の水平方向の長さは、 <b>壁の長さ(壁の内法長さ<sup>と</sup>接続する壁厚)に定着長さを加えた長さ</b> とする。ただし、同一配筋の壁が連続している場合は、全体を通した <b>内法長さ(壁の内法長さ<sup>と</sup>接続する壁厚)に定着長さを加えた長さ</b> とする。布基礎、基礎梁等もこれらに準ずる。	3) 壁式構造における壁筋の水平方向の長さは、 <b>壁の内法長さ<sup>に</sup>定着長さを加えた長さ</b> とする。ただし、同一配筋の壁が連続している場合は、全体を通した <b>内法長さ<sup>に</sup>定着長さを加えた長さ</b> とする。布基礎、基礎梁等もこれらに準ずる。
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
鉄筋の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、原則としてコンクリートの設計寸法に基づき、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さを設計長さとし、その設計長さ <sup>に</sup> 日本工業規格(以下「JIS」という)に定める単位質量を乗じた質量とする。	鉄筋の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、原則としてコンクリートの設計寸法に基づき、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さを設計長さとし、その設計長さ <sup>と</sup> 日本工業規格(以下「JIS」という)に定める単位質量を乗じた質量とする。
1) <b>基礎</b> 、柱、梁、床板、壁等の先端で止まる鉄筋は、コンクリートの設計寸法をその部分の鉄筋の長さとし、これに設計図書等で指定された場合はフックの長さを加える。斜筋もこれに準ずる。ただし、径13mm以下の鉄筋についてのフックはないものとする。	1) <b>基礎ベース</b> 、柱、梁、床板、壁等の先端で止まる鉄筋は、コンクリートの設計寸法をその部分の鉄筋の長さとし、これに設計図書等で指定された場合はフックの長さを加える。斜筋もこれに準ずる。ただし、径13mm以下の鉄筋についてのフックはないものとする。
2) フープ、スタラップの長さは、それぞれ柱、基礎梁、 <b>梁<sup>及</sup>壁梁</b> のコンクリートの断面の設計寸法による周長を鉄筋の長さとし、フックはないものとする。	2) フープ、スタラップの長さは、それぞれ柱、基礎梁、 <b>梁、壁梁</b> のコンクリートの断面の設計寸法による周長を鉄筋の長さとし、フックはないものとする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
3) 幅止筋の長さは、基礎梁、梁、壁梁、壁のコンクリートの設計幅又は厚さとし、フックはないものとする。	3) 幅止筋の長さは、基礎梁、梁、壁梁又は壁のコンクリートの設計幅又は厚さとし、フックはないものとする。
4) 重ね継手又はガス圧接継手について、 <u>この基準</u> で別に定める場合を除き、計測・計算した鉄筋の長さについて、径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとして継手 <u>箇所数</u> を求める。径の異なる鉄筋の重ね継手は小径による継手とする。	4) 重ね継手又は圧接継手について、 <u>本基準</u> で別に定める場合を除き、計測・計算した鉄筋の長さについて、径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとして継手 <u>か所数</u> を求める。径の異なる鉄筋の重ね継手は小径による継手とする。
5) <u>ガス圧接継手</u> の加工のための鉄筋の長さの変化はないものとする。	5) <u>圧接継手</u> の加工のための鉄筋の長さの変化はないものとする。
6) フック、定着、余長及び重ね継手の長さについて <u>設計図書に記載のない場合は</u> 、日本建築学会、建築工事標準仕様書JASS 5 鉄筋コンクリート工事の規定を準用し、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。なお、径の異なる鉄筋の継手は小径による継手とする。	6) フック、定着、余長及び重ね継手の長さについて <u>設計図書に記載のないときは</u> 、日本建築学会、建築工事標準仕様書JASS 5 鉄筋コンクリート工事の規定を準用し、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。なお、径の異なる鉄筋の継手は小径による継手とする。
7) 鉄筋の割付本数が設計図書に記載されていない場合は、その部分の長さを鉄筋の間隔で除し、小数点以下第1位を切り上げた整数（同一の部分で間隔の異なる場合はその整数の和）に1を加える。	7) 鉄筋の割付本数が設計図書に記載されていない場合は、その部分の長さを鉄筋の間隔で除し、小数点以下第1位を切り上げた整数（同一の部分で間隔の異なる場合はその整数の和）に1を加える。
8) 窓、出入口等の開口部による鉄筋の欠除は、原則として建具類等開口部の内法寸法による。ただし、1か所当たり内法面積0.5㎡以下の開口部による鉄筋の欠除は原則としてないものとする。なお、開口補強筋は設計図書により計測・計算する。	8) 窓、出入口等の開口部による鉄筋の欠除は、原則として建具類等開口部の内法寸法による。ただし、1か所当たり内法面積0.5㎡以下の開口部による鉄筋の欠除は原則としてないものとする。なお、開口補強筋は設計図書により計測・計算する。
9) <u>鉄筋について</u> 、その所要数量を求めるときは、その設計数量の4%の割増を標準とする。	9) <u>鉄筋について</u> その所要数量を求めるときは、その設計数量の4%の割増を標準とする。
<b>2 各部分の計測・計算</b>	<b>2 各部分の計測・計算</b>
(1) 基礎	(1) 基礎

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
1) 独立基礎 ベース筋、斜筋の長さは、1 通則1)による。はかま筋等は、設計図書により計測・計算する。	1) 独立基礎 ベース筋、斜筋の長さは、1 通則1)による。はかま筋等は、設計図書により計測・計算する。
2) 布 基 礎 ベース筋の長さは、1 通則1)により、接続部の長手方向のベース筋は相互に交差したものと して計測・計算する。布基礎の梁に該当するものは3)基礎梁に準ずる。 <u>また、主筋の継手については、1 通則4)による。</u>	2) 布 基 礎 ベース筋の長さは、1 通則1)により、接続部の長手方向のベース筋は相互に交差したものと して計測・計算する。布基礎の梁に該当するものは3)基礎梁に準ずる。
3) 基 礎 梁 ① 基礎梁の全長にわたる主筋の長さは、基礎梁の長さとその定着長さを加える。トップ筋、 ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が柱又は基礎梁を 通して連続する場合は、定着長さにかえて接続する柱又は梁の幅の1/2を加え、異なる径の 主筋が連続する場合は、それぞれ定着するものとする。 ② 連続する基礎梁の全長にわたる主筋の継手については、1 通則4)の規定にかかわらず、基 礎梁の長さが、5.0m未満は0.5か所、5.0m以上10.0m未満は1か所、10.0m以上は2か所 あるものとする。径の異なる主筋が連続する場合も継手についてはこの規定を準用する。た だし、単独基礎梁、片持基礎梁及び壁式構造の基礎梁の主筋の継手は、1 通則4)により、 基礎梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手の位置は設計図書による。 重ね継手の長さは、1 通則6)による。 ③ 壁式構造で布基礎の基礎梁に該当する部分の縦筋が設計図書に記載のあるときは、コンク リートの高さに余長を加えた長さとする。 ④ スタラップ及び幅止筋の長さ、本数は各基礎梁ごとに1 通則2)、3)及び7)による。 また、腹筋の余長は、1 通則6)によるが、壁式構造では壁2)-4横筋による。	3) 基 礎 梁 ① 基礎梁の全長にわたる主筋の長さは、基礎梁の長さとその定着長さを加える。トップ筋、 ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が柱又は基礎梁を 通して連続する場合は、定着長さにかえて接続する柱又は梁の幅の1/2を加え、異なる径の 主筋が連続する場合は、それぞれ定着するものとする。 ② 連続する基礎梁の全長にわたる主筋の継手については、1 通則4)の規定にかかわらず、基 礎梁の長さが、5.0m未満は0.5か所、5.0m以上10.0m未満は1か所、10.0m以上は2か所 あるものとする。径の異なる主筋が連続する場合も継手についてはこの規定を準用する。た だし、単独基礎梁及び片持基礎梁及び壁式構造の基礎梁の主筋の継手は、1 通則4)により、 基礎梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手の位置は設計図書による。 重ね継手の長さは、1 通則6)による。 ③ 壁式構造で布基礎の基礎梁に該当する部分の縦筋が設計図書に記載のあるときは、コンク リートの高さに余長を加えた長さとする。 ④ スタラップ及び幅止筋の長さ、本数は各基礎梁ごとに1 通則2)、3)及び7)による。 また、腹筋の余長は、1 通則6)によるが、壁式構造では(5)壁2)-4横筋による。
4) 底 盤 (基礎スラブ) ① 主筋の長さは、定着の場合は底盤の内法長さに定着長さを加え、他の部分を通して連続す る場合は底盤の内法長さに基礎梁等接続する部分の幅の1/2を加えるものとする。 ハンチ部分もこれに準ずる。 ② 主筋の継手箇所数は、基礎梁の主筋の継手に準ずる。ただし、壁式構造については、床板 の主筋の継手に準ずる。	4) 底 盤 (基礎スラブ) ① 主筋の長さは、定着の場合は底盤の内法長さに定着長さを加え、他の部分を通して連続す る場合は底盤の内法長さに基礎梁等接続する部分の幅の1/2を加えるものとする。 ハンチ部分もこれに準ずる。 ② 主筋の継手箇所数は、基礎梁の主筋の継手に準ずる。ただし、壁式構造については、床板 の主筋の継手に準ずる。

# 公共建築数量積算基準の改定について

改定	現行
③ 補強筋は設計図書による。	③ 補強筋は設計図書による。
(2) 柱	(2) 柱
1) 主筋の長さは、柱の長さに定着長さ及び余長を加えたものとする。階の途中で終わり又は始まる主筋の長さは、設計図書により柱断面図に示された階に属するものとする。 最上階柱の主筋については、1通則1)による。	1) 主筋の長さは、柱の長さに定着長さ及び余長を加えたものとする。階の途中で終わり又は始まる主筋の長さは、設計図書により柱断面図に示された階に属するものとする。 最上階柱の主筋については、1通則1)による。
2) 主筋の継手は、1通則4)の規定による。ただし、基礎柱については基礎柱部分の主筋の長さが3.0m以上の場合には1か所、その他の階の各階柱の全長にわたる主筋については各階ごとに1か所の継手があるものとする。 柱の途中で終わり又は始まる主筋の継手については、1通則4)による。径の異なる主筋の継手は、各階1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。 重ね継手の長さは、1通則6)による。	2) 主筋の継手は、1通則4)の規定による。ただし、基礎柱については基礎柱部分の主筋の長さが3.0m以上の場合には1か所、その他の階の各階柱の全長にわたる主筋については各階ごとに1か所の継手があるものとする。 柱の途中で終わり又は始まる主筋の継手については、1通則4)による。径の異なる主筋の継手は、各階1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。 重ね継手の長さは、1通則6)による。
3) フープは各階ごとに1通則2)及び7)による。	3) フープは各階ごとに1通則2)及び7)による。
4) 柱頭、柱脚等の補強筋は設計図書による。	4) 柱頭及び柱脚等の補強筋は設計図書による。
(3) 梁	(3) 梁
1) 梁の全長にわたる主筋の長さは、梁の長さにその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が柱又は梁を通して連続する場合は、定着長さにかえて柱又は梁の幅の1/2を加えるものとし、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。	1) 梁の全長にわたる主筋の長さは、梁の長さにその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が柱又は梁を通して連続する場合は、定着長さにかえて柱又は梁の幅の1/2を加えるものとし、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。
2) 連続する梁の全長にわたる主筋の継手については、1通則4)の規定にかかわらず、梁の長さが、5.0m未満は0.5か所、5.0m以上10.0m未満は1か所、10.0m以上は2か所あるものとする。径の異なる主筋が連続する場合も継手についてはこの規定を準用する。ただし、単独梁及び片持梁の主筋の継手は、1通則4)によるものとし、梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手の位置は設計図書による。 重ね継手の長さは、1通則6)による。	2) 連続する梁の全長にわたる主筋の継手については、1通則4)の規定にかかわらず、梁の長さが、5.0m未満は0.5か所、5.0m以上10.0m未満は1か所、10.0m以上は2か所あるものとする。径の異なる主筋が連続する場合も継手についてはこの規定を準用する。ただし、単独梁及び片持梁の主筋の継手は、1通則4)によるものとし、梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手の位置は設計図書による。 重ね継手の長さは、1通則6)による。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
3) スタラップ及び幅止筋の長さ、本数は各梁ごとに1通則2)、3)及び7)による。 また、腹筋の余長は、1通則6)による。	3) スタラップ及び幅止筋の長さ、本数は各梁ごとに1通則2)、3)及び7)による。 また、腹筋の余長は、1通則6)による。
(4) 床 板 (スラブ)	(4) 床 板 (スラブ)
1) 床板の全長にわたる主筋の長さは、床板の長さとその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が梁、壁等を通して連続する場合は、定着長さにかえて接続する梁、壁等の幅の1/2を加えるものとし、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。	1) 床板の全長にわたる主筋の長さは、床板の長さとその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が梁、壁等を通して連続する場合は、定着長さにかえて接続する梁、壁等の幅の1/2を加えるものとし、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。
2) 連続する床板の全長にわたる主筋の継手については、1通則4)の規定にかかわらず、床板の長さ4.5m未満は0.5か所、4.5m以上9.0m未満は1か所、9.0m以上13.5m未満は1.5か所あるものとする。ただし、単床板及び片持床板の主筋の継手は、1通則4)による。 重ね継手の長さは、1通則6)による。	2) 連続する床板の全長にわたる主筋の継手については、1通則4)の規定にかかわらず、床板の長さ4.5m未満は0.5か所、4.5m以上9.0m未満は1か所、9.0m以上13.5m未満は1.5か所あるものとする。ただし、単床板及び片持床板の主筋の継手は、1通則4)による。 重ね継手の長さは、1通則6)による。
3) 同一配筋の床板がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。	3) 同一配筋の床板がある場合には、適切な計算法による計数值とすることができる。
(5) 壁	(5) 壁
1) 壁 (壁式構造以外)	1) 壁 (壁式構造以外)
① 縦筋、横筋の長さは、接続する他の部分に定着するものとし、壁の高さ又は長さに定着長さを加えたものとする。補強筋は設計図書による。	① 縦筋、横筋の長さは、接続する他の部分に定着するものとし、壁の高さ又は長さに定着長さを加えたものとする。補強筋は設計図書による。
② 縦筋の継手は原則として各階に1か所あるものとし、開口部腰壁、手摺壁等の継手はないものとする。また、横筋の継手は、1通則4)による。	② 縦筋の継手は原則として各階に1か所あるものとし、開口部腰壁、手摺壁等の継手はないものとする。また、横筋の継手は、1通則4)による。
③ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。	③ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による計数值とすることができる。
2) 壁 (壁式構造)	2) 壁 (壁式構造)
壁式構造の壁筋は、端部筋、縦筋、壁梁筋、横筋及び補強筋に区分して計測・計算する。 なお、設計図書に鉄筋本数の記載がある場合はその本数とする。	壁式構造の壁筋は、端部筋、縦筋、壁梁筋、横筋及び補強筋に区別して計測・計算する。
2) - 1 端部筋	2) - 1 端部筋
① 壁の端部及び壁と壁の接続する箇所のコーナー部配筋は、一般の縦筋と異なる配筋で設計されることが多い。この部分の縦筋を端部筋といい、その長さは各階の壁高さに設計図書による定着長さ及び余長を加えた長さとする。階高全体にわたる開口部縦補強筋は、端部筋と	① 壁の端部及び壁と壁の接続するか所のコーナー部配筋は、一般の縦筋と異なる配筋で設計されることが多い。この部分の縦筋を端部筋といい、その長さは各階の壁高さに設計図書による定着長さ及び余長を加えた長さとする。階高全体にわたる開口部縦補強筋は、端部筋と



公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
して扱う。	して扱う。
② 各階の階高全体にわたる端部筋は、各階ごとに1か所の継手があるものとする。径の異なる鉄筋の継手は原則として1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。 なお、重ね継手の長さは、1通則6)による。	② 各階の階高全体にわたる端部筋は、各階ごとに1か所の継手があるものとする。径の異なる鉄筋の継手は原則として1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。 なお、重ね継手の長さは、1通則6)による。
2)－2 縦筋	2)－2 縦筋
① 一般階の縦筋の長さは、各階の壁高さによる。	① 一般階の縦筋の長さは、各階の壁高さによる。
② 最下階の縦筋の長さは、接続する布基礎がスタラップ状配筋の場合は、最下階の壁高さに定着長さを加えるものとする。 <u>また、縦筋が布基礎内に通した配筋の場合の布基礎内の縦筋については、3)基礎梁③で計測・計算するため、布基礎上端までとして定着長さは計測しない。</u>	② 最下階の縦筋の長さは、接続する布基礎がスタラップ状配筋の場合は、最下階の壁高さに定着長さを加えるものとする。
③ 最上階の縦筋の長さは、屋上床に定着する。その階でとまり上階に壁がない場合もこれに準ずる。	③ 最上階の縦筋の長さは、屋上床に定着する。その階でとまり上階に壁がない場合もこれに準ずる。
④ 開口部の上下の壁部分の縦筋がスタラップ状配筋の場合は設計図書による。 床上からの開口部で上の壁部分のみの場合は、原則としてスタラップ状配筋として計測・計算する。	④ 開口部の上下の壁部分の縦筋がスタラップ状配筋の場合は設計図書による。 床上からの開口部で上の壁部分のみの場合は、原則としてスタラップ状配筋として計測・計算する。
⑤ 縦筋の継手は、原則として各階ごとに1か所の継手があるものとする。ただし、直上階の縦筋の配筋が異なる場合は、その階の縦筋にさらに1か所の継手があるものとし、直上階の縦筋の継手がないものとする。	⑤ 縦筋の継手は、原則として各階ごとに1か所の継手があるものとする。ただし、直上階の縦筋の配筋が異なる場合は、その階の縦筋にさらに1か所の継手があるものとし、直上階の縦筋の継手がないものとする。
⑥ 縦筋の割付本数は、壁の内法長さをもとに1通則7)により割付け本数を求め、壁の内法に含まれる壁の接続部及び縦補強筋の <u>箇所数</u> を差し引いた本数とする。	⑥ 縦筋の割付本数は、壁の内法長さをもとに1通則7)により割付け本数を求め、壁の内法に含まれる壁の接続部及び縦補強筋の <u>か所数</u> を差し引いた本数とする。
⑦ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による <u>統計値</u> とすることができる。	⑦ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による <u>計数值</u> とすることができる。
2)－3 壁梁筋	2)－3 壁梁筋
① 主筋の長さは、 <u>壁の長さ(内法長さ</u> と <u>接続する壁厚)に定着長さを加えた長さ</u> とする。主筋の定着については設計図書による。壁全長にわたる開口部横補強筋は壁梁主筋と同様とする。原則として設計図書に記載のない場合は、上下主筋とも接続する他の壁に定着する。	① 主筋の長さは、 <u>壁の内法長さ</u> に <u>定着長さを加えた長さ</u> とする。主筋の定着については設計図書による。壁全長にわたる開口部横補強筋は壁梁主筋と同様とする。原則として設計図書に記載のない場合は、上下主筋とも接続する他の壁に定着する。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
② 壁の内法全長にわたる主筋の継手 <del>箇所数</del> は、1通則4)による。	② 壁の内法全長にわたる主筋の継手 <del>か所数</del> は、1通則4)による。
③ 腹筋は、2)－4 横筋による。	③ 腹筋は、2)－4 横筋による。
④ スタラップ状配筋及び幅止筋の長さ、本数は、1通則2)、3)及び7)により計測・計算する。	④ スタラップ状配筋及び幅止筋の長さ、本数は、1通則2)、3)及び7)により計測・計算する。
2)－4 横筋	2)－4 横筋
① 横筋の長さは、壁の内法長さに定着長さを加えた長さとする。 <del>また、同一径の横筋が交差する壁を通して連続する場合は、連続する長さの両端の定着を加える。</del>	① 横筋の長さは、壁の内法長さに定着長さを加えた長さとする。
② 袖壁、開口部等の側壁でフープ状配筋が設計図書に記載のある場合は、1通則2)及び7)により計測・計算する。	② 袖壁 <del>又は</del> 開口部等の側壁でフープ状配筋が設計図書に記載のある場合は、1通則2)及び7)により計測・計算する。
③ 横筋の割付本数は、1通則7)にかかわらず、壁高さを鉄筋間隔で除し、小数点以下第1位を切り上げた整数から1を差し引いた本数とする。	③ 横筋の割付本数は、1通則7)にかかわらず、壁高さを鉄筋間隔で除し、小数点以下第1位を切り上げた整数から1を差し引いた本数とする。
④ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による <del>統計値</del> とすることができる。	④ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による <del>計数值</del> とすることができる。
2)－5 補強筋	2)－5 補強筋
補強筋は設計図書による。	補強筋は設計図書による。
(6) 階段	(6) 階段
段型の鉄筋の長さは、コンクリートの踏面 <del>及び</del> 蹴上げの長さに継手及び定着長さを加えたものとし、その他は梁、床板、壁に準ずる。補強筋は設計図書による。 <del>また、踊場等については床板、階段梁についてはそれぞれ床板及び梁の鉄筋に準ずる。</del>	段型の鉄筋の長さは、コンクリートの踏面 <del>、</del> 蹴上げの長さに継手及び定着長さを加えたものとし、その他は梁、床板、壁に準ずる。補強筋は設計図書による。
(7) その他	(7) その他
庇、バラベツト、ドライエリア等の鉄筋は、(1)基礎～(6)階段に準ずる。	庇、バラベツト、ドライエリア等の鉄筋は、(1)基礎～(6)階段に準ずる。
第4章 鉄骨	第4章 鉄骨
第1節 鉄骨の区分	第1節 鉄骨の区分

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<u>鉄骨は、本体鉄骨及び付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む）に区分する。</u> <u>また、ボルト類及び溶接を含むものとする。</u>	<u>鉄骨は、ボルト類及び溶接を含むものとし、各部分の区分は、次のとおりとする。</u>
<u>1. 本体鉄骨は次の区分とする。</u>	
(1) 柱	(1) 柱
1) 鉄骨柱は柱脚ベースプレート下端から最上端までの、柱として工場製作する部分をいい、設計図書により各節に区分した柱とする。 各節の柱及び梁との接合は設計図書による。	1) 鉄骨柱は柱脚ベースプレート下端から最上端までの、柱として工場製作する部分をいい、設計図書により各節に区分した柱とする。 各節の柱及び梁との接合は設計図書による。
2) 各節の柱は、最下部の柱を第1節柱とし、上部の柱を逐次第2……第n節柱とする。	2) 各節の柱は、最下部の柱を第1節柱とし、上部の柱を逐次第2……第n節柱とする。
3) 各節の柱と柱の接合部材は、原則として接合する「あとの部分」に含める。	3) 各節の柱と柱の接合部材は、原則として接合する「あとの部分」に含める。
4) 間柱は原則として梁間の長さとし、接合部は設計図書による。 <u>また、ガセットプレート等の梁との接合部材は、柱に含める。</u>	4) 間柱は原則として梁間の長さとし、接合部は設計図書による。
(2) 梁	(2) 梁
1) 鉄骨梁は、柱又は梁に接する横架材の部分をいう。片持梁等もこれに準ずる。 <u>また、柱及び梁の区分は設計図書による。</u>	1) 鉄骨梁は、柱又は梁に接する横架材の部分をいう。片持梁等もこれに準ずる。
2) 柱又は梁との接合部材は、接合する「あとの部分」に含める。	2) 柱又は梁との接合部材は、接合する「あとの部分」に含める。
<u>3) 小梁が取付く大梁のガセットプレート及びスチフナーは小梁の部分として区分する。</u>	
(3) ブレース	(3) ブレース
1) 鉄骨ブレースは鉛直ブレース、水平ブレース等の部材をいう。柱、梁等との接合は設計図書による。	1) 鉄骨ブレースは鉛直ブレース、水平ブレース等の部材をいう。柱、梁等との接合は設計図書による。
2) 柱又は梁に接合するブレースの接合部材は、原則として接合するブレースの部分に含める。	2) 柱又は梁に接合するブレースの接合部材は、原則として接合するブレースの部分に含める。
<u>2. 付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む）は次の区分とする。</u>	
(1) 階段	(4) 階段
1) 鉄骨階段は段板、ささら桁及びこれに付随する部分をいい、踊場等を含む。	1) 鉄骨階段は段板、ささら桁及びこれに付随する部分をいい、踊場等を含む。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
2) 他の部分との接合部材は階段の部分として区分する。	2) 他の部分との接合部材は階段の部分として区分する。
<u>(2) デッキプレート</u> <u>デッキプレートは種類及び厚さごとに区分する。</u>	
<u>(3) その他付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む）</u> <u>各細目ごとに区分する。</u>	雑鉄骨，付属物，仮設金物に区分する。（修文）
<b>第2節 鉄骨の計測・計算</b>	<b>第2節 鉄骨の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
1) 材料価格に対応する数量は、所要数量とする。	1) 材料価格に対応する数量は、所要数量とする。
2) 鋼材（形鋼、平鋼、鋼板等）の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さ又は面積をそれぞれ設計長さ又は面積とし、その設計長さ又は面積にJISで定める単位質量を乗じた質量とする。	2) 鋼材（形鋼、平鋼、鋼板等）の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さ又は面積をそれぞれ設計長さ又は面積とし、その設計長さ又は面積とJISに定める単位質量を乗じた質量とする。
3) ボルト類等は原則としてその規格、形状及び寸法ごとに個数又は質量に換算したものを設計数量とする。 <u>なお、高力ボルトの長さは、接合する板厚による締付け長さに「締付け長さに加える長さ」(S) mmを加えた首下寸法とする。ただし、長さが5mm単位とならない場合は、それぞれの決められた規格の基準寸法に最も近い寸法とする。</u>	3) ボルト類等は原則としてその規格、形状、寸法ごとに個数又は質量に換算したものを設計数量とする。
4) 溶接は原則として種類に区分し、溶接断面形状ごとに長さを求め、すみ肉溶接脚長6mmに換算した延べ長さを数量とする。	4) 溶接は原則として種類に区分し、溶接断面形状ごとに長さを求め、すみ肉溶接脚長6mmに換算した延べ長さを数量とする。
5) 鋼板は原則として設計寸法による面積を計測・計算する。ただし、複雑な形状のものはその面	5) 鋼板は原則として設計寸法による面積を計測・計算する。ただし、複雑な形状のものはその面

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
積に近似する長方形として計測・計算することができる。なお、全溶接構造の鋼板の場合は、第1編総則 <u>2 基本事項(6)2</u> の定めにかかわらず短辺方向は小数点以下第3位まで、計測・計算する。	積に近似する長方形として計測・計算することができる。なお、全溶接構造の鋼板の場合は、第1編総則 5(3) の定めにかかわらず短辺方向は小数点以下第3位まで、計測・計算する。
6) ボルト類のための孔明け、開先き加工 <u>及び</u> スカラップ <u>並びに</u> 柱、梁等の接続部のクリアランス等による鋼材の欠除は、原則としてないものとする。1か所当たり面積0.1㎡以下のダクト孔等による欠除もこれに準ずる。	6) ボルト類のための孔明け、開先き加工、 <u>スカラップ</u> <u>及び</u> 柱、梁等の接続部のクリアランス等による鋼材の欠除は、原則としてないものとする。1か所当たり面積0.1㎡以下のダクト孔等による欠除もこれに準ずる。
<u>7) ダクト孔補強について設計図書に記載された補強材は計測・計算する。</u>	
<u>8) 鉄骨材料について、所要数量を求めるときは、設計数量に次の割増をすることを標準とする。</u>	<u>7) 鉄骨材料について、所要数量を求めるときは、設計数量に次の割増をすることを標準とする。</u>
形鋼、鋼管及び平鋼 5%	形鋼、鋼管及び平鋼 5%
広幅平鋼及び鋼板(切板) 3%	広幅平鋼及び鋼板(切板) 3%
ボルト類 4%	ボルト類 4%
	<u>アンカーボルト類 0%</u>
	<u>デッキプレート 5%</u>
<b>2 各部分の計測・計算</b>	<b>2 各部分の計測・計算</b>
<u>1. 本体鉄骨は次により計測・計算する。</u>	
(1) 柱	(1) 柱
1) 柱の節の長さは、設計図書による各節の接合位置間の長さとし、第1節柱又は最上部の節柱にあつては、ベースプレート下端又は柱頭上端から接合位置までの長さとする。	1) 柱の節の長さは、設計図書による各節の接合位置間の長さとし、第1節柱又は最上部の節柱にあつては、ベースプレート下端又は柱頭上端から接合位置までの長さとする。
2) 柱を構成する各部材は各節柱に区分して、設計図書により計測・計算するものとする。	2) 柱を構成する各部材は各節柱に区分して、設計図書により計測・計算するものとする。
3) 各節柱の接合に必要な、スプライスプレート及び高力ボルトは「あとの部分」の柱で計測する。なお、接合部の板厚の差等が1mmを超える隙間は、フィラープレートが入るものとして計測・計算する。	3) 各節柱の接合に必要な、スプライスプレート及び高力ボルトは「あとの部分」の柱で計測する。なお、接合部の板厚の差等が1mmを超える隙間は、フィラープレートが入るものとして計測・計算する。
(2) 梁	(2) 梁

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
1) 梁の長さは、鉄骨柱又は鉄骨梁の仕口の内法長さとする。	1) 梁の長さは、鉄骨柱又は鉄骨梁の仕口の内法長さとする。
2) 梁の構成部材は設計図書により計測・計算する。	2) 梁の構成部材は設計図書により計測・計算する。
3) 梁の継手接合に必要な、スプライスプレート及び高力ボルトは「あとの部分」の梁で計測・計算する。なお、接合部の材厚の差等が1mmを超える隙間は、フィラープレートが入るものとして計測・計算する。	3) 梁の継手接合に必要な、スプライスプレート及び高力ボルトは「あとの部分」の梁で計測・計算する。なお、接合部の材厚の差等が1mmを超える隙間は、フィラープレートが入るものとして計測・計算する。
(3) ブレース ブレースの計測・計算は設計寸法による。ただし、支点間にわたるブレースの主材は原則としてターンバックル等による部材の欠除は計測の対象としない。	(3) ブレース ブレースの計測・計算は設計寸法による。ただし、支点間にわたるブレースの主材は原則としてターンバックル等による部材の欠除は計測の対象としない。
<u>2. 付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む）は次により計測・計算する。</u>	
<u>(1) 階 段</u> 設計寸法により計測・計算する。	<u>(4) 階 段</u> 設計寸法により計測・計算する。
<u>(2) デッキプレート</u> 1)デッキプレートの数量は、設計図書により計測・計算する。 2)デッキプレートの外周や床開口周り等のコンクリート流れ止めプレートは、長さ(m)で計測・計算する。	
<u>(3) その他付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む）</u> 設計寸法により計測・計算するものとし、必要があるときは、1通則にかかわらず、形状、寸法及び工法の同じものごとに、長さ、面積又は箇所数を数量とする。	<u>(5) そ の 他（雑鉄骨、付属物、仮設金物）</u> 設計寸法により計測・計算するものとし、必要があるときは、1通則にかかわらず、形状、寸法、工法の同じものごとに、長さ、面積又は箇所数を数量とする。
<b>第3節 錆止め塗装の計測・計算</b>	<b>第3節 錆止め塗装の計測・計算</b>
1) 錆止め塗装は、素地ごしらえ及び塗料の種別ごとに計測・計算する。	1) 錆止め塗装は、素地ごしらえ及び塗料の種別ごとに計測・計算する。
2) 錆止め塗装の数量は、原則として鉄骨部材表面の面積とする。なお、ボルト類、部材の切断小口及び部材の重なる部分の欠除は計測の対象としない。	2) 錆止め塗装の数量は、原則として鉄骨部材表面の面積とする。なお、ボルト類、部材の切断小口及び部材の重なる部分の欠除は計測の対象としない。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
3) 錆止め塗装は、適切な統計値又は係数値を用いた略算法によることができる。	3) 錆止め塗装は、適切な統計値又は係数値を用いた略算法によることができる。
4) 必要があるときは、錆止めの数量を鉄骨の質量に対する換算値によることができる。	4) 必要があるときは、錆止めの数量を鉄骨の質量に対する換算値によることができる。
<b>第4節 耐火被覆等の計測・計算</b>	<b>第4節 耐火被覆の計測・計算</b>
1) 耐火被覆は耐火被覆材の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間及び部位（柱、梁）ごとに区分して計測・計算する。	1) 耐火被覆は耐火被覆材の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間、部位（柱、梁）ごとに区別して計測・計算する。
2) 耐火被覆の数量は、原則として設計図書により耐火被覆材の厚さの中心の寸法により計測・計算した面積とする。必要があるときは、同一の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間及び部位（柱、梁）の耐火被覆ごとの箇所数を数量とすることができる。	2) 耐火被覆の数量は、原則として設計図書により耐火被覆材の厚さの中心の寸法により計測・計算した面積とする。必要があるときは、同一の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間、部位（柱、梁）の耐火被覆ごとの箇所数を数量とすることができる。
3) 耐火被覆材の各部分の取合いによる欠除、器具類による欠除及びこれらに類する部分の欠除が1か所当たり0.5㎡以下の場合、原則として欠除がないものとする。	3) 耐火被覆材の各部分の取合いによる欠除、器具類による欠除及びこれらに類する部分の欠除が1か所当たり0.5㎡以下の場合、原則として欠除がないものとする。
4) 耐火区画間の層間塞ぎ及び下地材は、設計図書により長さを計測・計算する。	
<b>第5編 仕 上</b>	<b>第5編 仕 上</b>
仕上の計測・計算については、間仕切下地と仕上に区分して定める。	仕上の計測・計算については、間仕切下地と仕上に区別して定める。
<b>第1章 間仕切下地</b>	<b>第1章 間仕切下地</b>
<b>第1節 間仕切下地の定義</b>	<b>第1節 間仕切下地の定義</b>
1) 間仕切下地とは、各室を区画する壁の骨組下地をいい、仕上とは切り離して計測・計算する。	1) 間仕切下地とは、各室を区画する壁の骨組下地をいい、仕上とは切り離して計測・計算する。
2) 間仕切下地は、仕上の計測・計算において躯体の一部とし、準躯体として扱う。	2) 間仕切下地は、仕上の計測・計算において躯体の一部とし、準躯体として扱う。
<b>第2節 間仕切下地の計測・計算</b>	<b>第2節 間仕切下地の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
1) 間仕切下地はその主な材種別に、形状、寸法、工法等により区分する。主な材種別は「公共建築工事内訳書標準書式」の工種別における科目の材料名による。	1) 間仕切下地はその主な材種別に、材質、形状、寸法、工法等により区別する。主な材種別は「内訳書標準書式」の工種別における科目の材料名による。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
2) 間仕切下地の数量は、原則として躯体又は準躯体の設計寸法による面積から、建具類の内法寸法等設計寸法による開口部の面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、開口部による間仕切下地の欠除は原則としてないものとする。	2) 間仕切下地の数量は、原則として躯体又は準躯体の設計寸法による面積から、建具類の内法寸法等設計寸法による開口部の面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、開口部による間仕切下地の欠除は原則としてないものとする。
3) 間仕切下地の開口部のための補強は、設計寸法による <u>開口部の箇所数又は補強部材の長さを数量とする。</u>	3) 間仕切下地の開口部のための補強は、設計寸法による <u>開口部のか所数又は長さを数量とする。</u>
4) 間仕切下地の梁との取合い、配管、配線、器具等による欠除が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	4) 間仕切下地の梁との取合い、配管、配線、器具等による欠除が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。
5) 間仕切下地の組立、接合又は躯体への取付けのための釘、金物類、モルタル、接着材等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。 必要があるときは適切な統計値による。	5) 間仕切下地の組立、接合又は躯体への取付けのための釘、金物類、モルタル、接着材等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。 必要があるときは適切な統計値による。
6) 木製間仕切下地を材料と施工手間に分離する場合の材料価格に対応する数量は、所要数量とする。	6) 木製間仕切下地を材料と施工手間に分離する場合の材料価格に対応する数量は、所要数量とする。
<b>2 材種による特則</b>	<b>2 材種による特則</b>
材種による間仕切下地の計測・計算の特則は、以下による。	材種による間仕切下地の計測・計算の特則は、以下による。
(1) コンクリート材 <u>躯体として計測しないコンクリート間仕切り(がりょう等)は、体積ではなく面積又は箇所数とする。</u>	(1) コンクリート材 <u>コンクリートと明示された間仕切下地の計測・計算に当たって、その鉄筋及び型枠は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。</u>
(2) 既製コンクリート材	(2) 既製コンクリート材
1) ALCパネル、押出成形セメント板、 <u>PC板、コンクリートブロック等</u> による間仕切下地は、面積又は設計寸法による枚数を数量とする。 <u>なお、コーナー役物等がある場合は長さ又は箇所を数量としてもよい。</u>	1) ALCパネル、押出成形セメント板、PC板、 <u>PS板、</u> コンクリートブロック等による間仕切下地は、面積又は設計寸法による枚数を数量とする。
2) コンクリートブロック等による間仕切下地の開口補強は、設計寸法による開口部の <u>箇所数</u> 又は長さを数量とする。	2) コンクリートブロック等による間仕切下地の開口補強は、設計寸法による開口部の <u>か所数</u> 又は長さを数量とする。



公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
	<del>3) コンクリートブロック等による間仕切下地の控え積みは、間仕切下地の一部とし計測・計算する。</del>
3) 補強鉄筋、充てんコンクリート等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。	4) 補強鉄筋、充てんコンクリート等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。
4) ALCパネル、PC板等における取合いシーリングについては、他部材との取合い部分は計測・計算するが、パネル間は計測の対象としない。	5) ALCパネル、PC板等における取合いシーリングについては、他部材との取合い部分は計測・計算するが、パネル間は計測の対象としない。
(3) 木 材	(3) 木 材
1) 木材による間仕切下地は、原則として面積を数量とする。	1) 木材による間仕切下地は、原則として面積を数量とする。
2) 木材による間仕切下地について、材料としての所要数量を求める必要があるときは、設計寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、設計図書の断面積とによる体積に5%の割増をした体積とする。ただし、長さの短いものなどについては切り使いを考慮するものとする。また、第1編総則 2基本事項(6)2の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算の過程における体積については小数点以下第4位とする。	2) 木材による間仕切下地について、材料としての所要数量を求める必要があるときは、設計寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、設計図書の断面積とによる体積に5%の割増をした体積とする。ただし、長さの短いものなどについては切り使いを考慮するものとする。また、第1編総則 5(3)の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算の過程における体積については小数点以下第4位とする。
3) 前項の定めにかかわらず、適切な統計値によることができる。	3) 前項の定めにかかわらず、適切な統計値によることができる。
(4) 金 属 材	(4) 金 属 材
スタッド式軽量鉄骨間仕切においては、スタッド幅及びスタッド間隔ごとに区分して計測・計算する。	スタッド式軽量鉄骨間仕切においては、スタッド幅及びスタッド間隔ごとに区別して計測・計算する。
(5) 耐火間仕切	(5) 耐火間仕切
軽量鉄骨とボードによる耐火間仕切については、軽量鉄骨下地と両面のボードを一括含み、片面面積で計測・計算する。 <u>なお、四周処理は設計図書により長さを計測・計算する。</u>	軽量鉄骨とボードによる耐火間仕切については、軽量鉄骨下地と両面のボードを一括含み、片面面積で計測・計算する。
第2章 仕 上	第2章 仕 上
第1節 仕上の定義と区分	第1節 仕上の定義と区分
1 仕上の定義	1 仕上の定義

# 公共建築数量積算基準の改定について

改定	現行
仕上とは、躯体又は準躯体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の塗り付け、張り付け、取付け又は躯体の表面の加工等をいう。	仕上とは、躯体又は準躯体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の塗り付け、張り付け、取付け又は躯体の表面の加工等をいう。
<b>2 仕上の区分</b>	<b>2 仕上の区分</b>
(1) 外部仕上と内部仕上	(1) 外部仕上と内部仕上
仕上は積算上、建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上に区分する。ただし、内外を遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。	仕上は積算上、建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上に区分する。ただし、内外を遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。
(2) 外部仕上	(2) 外部仕上
外部仕上は、原則として屋根(屋上)、外部床(玄関前叩き、犬走り等)、外壁、外部開口部、外部天井、ピロティ、バルコニー、外部階段等に区分し、これらの部分に区分することが適当でないものは外部雑とする。	外部仕上は、原則として屋上(屋根)、外部床(玄関前叩き、犬走り等)、外壁、外部開口部、外部天井、ピロティ、バルコニー、外部階段等に区分し、これらの部分に区分することが適当でないものは外部雑とする。
1) 屋根・外部床	1) 屋根・外部床
屋根・外部床は、建築物外部の上面又は見下げ面をいう。屋根(屋上)の立上り部は屋根に属するもの、床段違いの側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、それぞれに区分する。	屋根・外部床は、建築物外部の上面又は見下げ面をいう。床段違いの側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、それぞれに区別する。
2) 外 壁	2) 外 壁
外壁は建物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、パラペット笠木、手すり笠木等は外壁に属するものとし、それぞれに区分する。	外壁は建物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、パラペット笠木、手摺笠木等は外壁に属するものとし、それぞれに区別する。
3) 外部開口部	3) 外部開口部
外部開口部は、建具類及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、沓摺等は開口部に属するものとし、それぞれに区分する。	外部開口部は、建具類及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、沓摺等は開口部に属するものとし、それぞれに区別する。
4) 外部天井	4) 外部天井
外部天井は、建築物外部の見上げ面をいう。天井付梁、下がり天井の側面等は天井に属するものとし、それぞれに区分する。	外部天井は、建築物外部の見上げ面をいう。天井付梁、下がり天井の側面等は天井に属するものとし、それぞれに区別する。
5) 外 部 雑	5) 外 部 雑
外部雑は、各部分に附合する製品、器具類等で1)～4)の部分に区分することが適当でないものをそれぞれに適当な名称を付けて区分する。	外部雑は、各部分に附合する製品、器具類等で1)～4)の部分に区分することが適当でないものをそれぞれに適当な名称を付けて区別する。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(3) 内部仕上	(3) 内部仕上
内部仕上は、原則として各階、各室、内部階段等ごとに、内部床、内壁、内部開口部、内部天井等の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないものは内部雑とする。	内部仕上は、原則として各階、各室、内部階段等ごとに、内部床、内壁、内部開口部、内部天井等の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないものは内部雑とする。
1) 内部床	1) 内部床
内部床は、建築物内部の見下げ面をいう。床段違い側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、それぞれに区分する。 <u>なお、立上がり高さが0.3mを超える場合は壁として扱う。</u>	内部床は、建築物内部の見下げ面をいう。床段違い側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、それぞれに区別する。
2) 内壁	2) 内壁
内壁については、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、階段ささら桁、幅木、手摺、笠木等は壁に属するものとし、それぞれに区分する。	内壁については、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、階段ささら桁、幅木、手摺、笠木等は壁に属するものとし、それぞれに区別する。
3) 内部開口部	3) 内部開口部
内部開口部は、建築物内部の建具類及び各部分の開口部枠類等をいう。建具類の枠、額縁、膳板、沓摺等は内部開口部に属するものとし、それぞれに区分する。	内部開口部は、建築物内部の建具類及び各部分の開口部枠類等をいう。建具類の枠、額縁、膳板、沓摺等は内部開口部に属するものとし、それぞれに区別する。
4) 内部天井	4) 内部天井
内部天井は、建築物内部の見上げ面をいう。独立梁、下がり天井の側面、回縁等は天井に属するものとし、それぞれに区分する。	内部天井は、建築物内部の見上げ面をいう。独立梁、下がり天井の側面、回縁等は天井に属するものとし、それぞれに区別する。
5) 内部雑	5) 内部雑
内部雑は、各部分に附合する製品、器具類等で1)～4)の部分に区分することが適当でないものをそれぞれに適当な名称を付けて区分する。	内部雑は、各部分に附合する製品、器具類等で1)～4)の部分に区分することが適当でないものをそれぞれに適当な名称を付けて区別する。
<b>第2節 仕上の計測・計算</b>	<b>第2節 仕上の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
(1) 各部分の計測・計算	(1) 各部分の計測・計算
仕上の計測・計算は、原則として外部及び内部並びに床、壁、開口部、天井及び雑の各部分について共通とする。	仕上の計測・計算は、原則として外部、内部又は床、壁、開口部、天井、雑の各部分について共通とする。
(2) 計測・計算上の区分	(2) 計測・計算上の区別

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法等により区分する。主な材種別は「公共建築工事内訳書標準書式」における科目の材料名による。	仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法等により区別する。主な材種別は「内訳書標準書式」における科目の材料名による。
(3) 仕上の構成 仕上の構成は、表面処理、主仕上、附合物及び仕上下地よりなるものとする。	(3) 仕上の構成 仕上の構成は、表面処理、主仕上、附合物及び仕上下地よりなるものとする。
1) 表面処理とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾等のための塗装、吹付、壁紙張り等をいう。	1) 表面処理とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾等のための塗装、吹付、壁紙張り等をいう。
2) 主仕上とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。なお、防水層は主仕上に準ずる。	2) 主仕上とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。なお、防水層は主仕上に準ずる。
3) 附合物とは、仕上の保護又は意匠、装飾等のために主として主仕上に附合する材料、製品、器具等をいう。	3) 附合物とは、仕上の保護又は意匠、装飾等のために主として主仕上に附合する材料、製品、器具等をいう。
4) 仕上下地とは、主仕上と躯体又は準躯体との中間層をいい、骨組下地、下地（板）類等に区分する。 骨組下地とは、床又は天井の下地組の根太又は野縁までをいい、下地（板）類とは区分する。 下地（板）類とは、仕上のうち下地板、下地モルタル等骨組下地等に属さないものをいう。 壁部分の胴縁は、下地（板）類に属する。	4) 仕上下地とは、主仕上と躯体又は準躯体との中間層をいい、骨組下地、下地（板）類等に区別する。 骨組下地とは、床又は天井の下地組の根太又は野縁までをいい、下地（板）類とは区別する。 下地（板）類とは、仕上のうち下地板、下地モルタル等骨組下地等に属さないものをいう。 壁部分の胴縁は、下地（板）類に属する。
(4) 仕上の計測・計算の対象 仕上は、原則として表面処理、主仕上、附合物、仕上下地等の組合せにより区分し、その計測・計算の対象は主仕上とする。ただし、防水層については、主仕上に準じ計測・計算の対象とする。	(4) 仕上の計測・計算の対象 仕上は、原則として表面処理、主仕上、附合物、仕上下地等の組合せにより区別し、その計測・計算の対象は主仕上とする。ただし、防水層については、主仕上に準じ計測・計算の対象とする。
(5) 表面処理、仕上下地の計測・計算 表面処理又は仕上下地について計測・計算するときは、原則として主仕上の設計寸法による	(5) 表面処理、仕上下地の計測・計算 表面処理又は仕上下地について計測・計算するときは、原則として主仕上の設計寸法による

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(6) 仕上補助材料 仕上の組立、接合及び躯体又は準躯体の取付けのための釘、金物類、モルタル、接着剤等は仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは適切な統計値による。	(6) 仕上補助材料 仕上の組立、接合及び躯体又は準躯体の取付けのための釘、金物類、モルタル、接着剤等は仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは適切な統計値による。
<b>2 主仕上の計測・計算</b>	<b>2 主仕上の計測・計算</b>
(1) 計測・計算する寸法	(1) 計測・計算する寸法
1) 主仕上の数量は、原則として躯体又は準躯体表面の設計寸法による面積から、建具類等開口部の内法寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、開口部による主仕上の欠除は原則としてないものとする。	1) 主仕上の数量は、原則として躯体又は準躯体表面の設計寸法による面積から、建具類等開口部の内法寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、開口部による主仕上の欠除は原則としてないものとする。
2) 1)の定めにかかわらず、壁高さの計測長さは設計図書の天井高さとする。	2) 1)の定めにかかわらず、壁高さの計測長さは設計図書の天井高さとする。
3) 1)の定めにかかわらず、主仕上の表面から躯体又は準躯体の表面までの仕上代が0.05mを超えるときは、原則としてその主仕上の表面の寸法で計測・計算する。	3) 1)の定めにかかわらず、主仕上の表面から躯体又は準躯体の表面までの仕上代が0.05mを超えるときは、原則としてその主仕上の表面の寸法で計測・計算する。
(2) 欠除部分の処理	(2) 欠除部分の処理
1) 各部分の取合による欠除 壁部分の梁小口、天井又は床部分の柱小口等で、その面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その部分の仕上の欠除は原則としてないものとする。	1) 各部分の取合による欠除 壁部分の梁小口、天井又は床部分の柱小口等で、その面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その部分の仕上の欠除は原則としてないものとする。
2) 器具類による欠除 衛生器具、電気器具、換気孔、配管、配線等の器具の類による各部分の仕上の欠除が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	2) 器具類による欠除 衛生器具、電気器具、換気孔、配管、配線等の器具の類による各部分の仕上の欠除が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。
3) 附合物等による欠除	3) 附合物等による欠除

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
面積が1か所当たり0.5㎡以下の附合物又は高さもしくは幅が0.05m以下の幅木、回縁、ボーダー等による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。	面積が1か所当たり0.5㎡以下の附合物又は高さもしくは幅が0.05m以下の幅木、回縁、ボーダー等による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。
(3) 凹凸のある仕上 各部分の仕上の凹凸が0.05m以下の場合、 <u>原則として凹凸はないものとして、見付面積を数量とする。</u> なお、折板等の凹凸による成型材については、 <u>その凹凸が0.05mを超える場合においても設計寸法による見付面積を数量とする。</u> <u>ただし、塗装等の表面仕上の数量については糸幅を考慮し計測・計算する</u>	(3) 凹凸のある仕上 各部分の仕上の凹凸が0.05m以下のものは、 <u>原則として凹凸のない仕上とする。</u> ただし、 <u>折板等凹凸による成型材</u> については、その凹凸が0.05mを超える場合においても設計寸法による見付面積を数量とする。
(4) 附合物等の計測・計算 附合物等について計測・計算するときは、原則として主仕上の設計寸法に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。ただし、幅木、回縁、ボーダー等の開口部による欠除が1か所当たり0.5m以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	(4) 附合物等の計測・計算 附合物等について計測・計算するときは、原則として主仕上の設計寸法に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。ただし、幅木、回縁、ボーダー等の開口部による欠除が1か所当たり0.5m以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。
(5) 役物類の計測・計算 特殊の形状、寸法等による仕上、仕上の出隅、入隅、 <u>これらに類するもの</u> 、附合物等の役物類は、材種による特則に定めのない限り、原則として設計寸法に基づく長さ又は <u>箇所数</u> を数量とする。	(5) 役物類の計測・計算 特殊の形状、寸法等による仕上、仕上の出隅、入隅 <u>及び</u> これらに類するもの <u>又は</u> 附合物等の役物類は、材種による特則に定めのない限り、原則として設計寸法に基づく長さ又は <u>箇所数</u> を数量とする。
(6) 仕上ユニットの計測・計算 建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法による面積又は <u>箇所数</u> による。	(6) 仕上ユニットの計測・計算 建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法による面積又は <u>箇所数</u> による。
(7) 特殊材料等の計測・計算 一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合等で前各号の定めによらないときはその旨を明記する。	(7) 特殊材料等の計測・計算 一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合等で前各号の定めによらないときはその旨を明記する。
3 材種による特則	3 材種による特則

# 公共建築数量積算基準の改定について

改定	現行
材種による仕上の計測・計算の特則は、以下による。	材種による仕上の計測・計算の特則は、以下による。
(1) コンクリート材	(1) コンクリート材
1) 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工等について計測・計算するときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。なお、コンクリート打放し仕上等で鉄筋のかぶり厚さ確保等のための増打コンクリートは、打放し仕上面を主任上とし、躯体コンクリートの一部として扱う。	1) 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工等について計測・計算するときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。なお、コンクリート打放し仕上等で鉄筋のかぶり厚さ確保等のための増打コンクリートは、打放し仕上面を主任上とし、躯体コンクリートの一部として扱う。
2) 防水押え各種コンクリートについて計測・計算するときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。	2) 防水押え各種コンクリートについて計測・計算するときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。
3) 防水押えコンクリートの溶接金網等について計測・計算の必要があるときは、防水押えコンクリートの面積を数量とする。	3) 防水押えコンクリートの補強メッシュ等について計測・計算の必要があるときは、防水押えコンクリートの面積を数量とする。
(2) 既製コンクリート材	(2) 既製コンクリート材
1) 既製コンクリート材による仕上の計測・計算については、原則として第1章第2節2の(2)既製コンクリート材の定めによる。	1) 既製コンクリート材による仕上の計測・計算については、原則として第1章第2節2の(2)既製コンクリート材の定めによる。
2) 防水立上り部の乾式保護材等について計測・計算するときは、設計寸法による長さ又は面積を数量とする。	2) 防水立上り部の押えブロック等について計測・計算するときは、設計寸法による長さ又は面積を数量とする。
(3) 防水材	(3) 防水材
1) 防水層等の数量は、原則として躯体又は準躯体の設計寸法による面積とする。	1) 防水層等の数量は、原則として躯体又は準躯体の設計寸法による面積とする。
2) 立上り防水層等の数量は、その立上り寸法と設計寸法に基づく長さ又は面積とする。	2) 立上り防水層等の数量は、その立上り寸法と設計寸法に基づく長さ又はこれらによる面積とする。
3) 衛生器具、配管等による各部分の防水層等の欠除並びにこれらの周囲の防水等の処理は計測の対象としない。	3) 衛生器具、配管等による各部分の防水層等の欠除並びにこれらの周囲の防水等の処理は計測の対象としない。
4) シート防水等の重ね代は計測の対象としない。	4) シート防水等の重ね代は計測の対象としない。
5) 建具等の開口部のシーリングについて計測・計算するときは、設計図書の長さ及び内法寸法に基づく周長を数量とする。	5) 建具等の開口部のシーリングについて計測・計算するときは、設計図書の長さ、内法寸法に基づく周長を数量とする。

# 公共建築数量積算基準の改定について

改定	現行
また、建具と水切間のシーリングは、原則として計測の対象としない。 伸縮目地については設計図書の長さで計測・計算する。	また、建具と水切間のシーリングは、原則として計測の対象としない。 伸縮目地については設計図書の長さで計測・計算する。
(4) 石 材	(4) 石 材
1) 石材による主仕上の計測・計算に当たっては、第2章第2節2の(1)計測・計算する寸法の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から、建具類等開口部の内法寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは、その主仕上の欠除は、原則としてないものとする。 <u>また、仕上代0.05m以下の場合でも、その仕上表面の寸法を計測・計算する。</u>	1) 石材による主仕上の計測・計算に当たっては、第2章第2節2の(1)計測・計算する寸法の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から、建具類等開口部の内法寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは、その主仕上の欠除は、原則としてないものとする。
2) 石材による主仕上の数量は、設計寸法による体積又は個数によることができる。	2) 石材による主仕上の数量は、設計寸法による体積又は個数によることができる。
3) 石材による主仕上の取付金物、裏込材及び目地仕上等は、主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは設計寸法に基づく面積、長さ又は <u>箇所数</u> を数量とする。	3) 石材による主仕上の取付金物、裏込材及び目地仕上等は、主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは設計寸法に基づく面積、長さ又は <u>か所数</u> を数量とする。
4) 石材による幅木、笠木、水切、膳板、額縁、開口部抱き、壁等の出隅小口磨き、ボーダー等の数量は、原則として高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さ又は <u>箇所数</u> による。	4) 石材による幅木、笠木、水切、膳板、額縁、開口部抱き、壁等の出隅小口磨き、ボーダー等の数量は、原則として高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さ又は <u>か所数</u> による。
5) 石材の主仕上の欠除部分の処理については、第2章第2節2の(2)欠除部分の処理の定めにかかわらず次による。	5) 石材の主仕上の欠除部分の処理については、第2章第2節2の(2)欠除部分の処理の定めにかかわらず次による。
① 石材による主仕上の壁部分の梁小口、床又は天井部分の柱小口等でその面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは、その部分の主仕上の欠除は原則としてないものとする。	① 石材による主仕上の壁部分の梁小口、床又は天井部分の柱小口等でその面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは、その部分の主仕上の欠除は原則としてないものとする。
② 石材による主仕上の衛生器具、電気器具、配管、配線等のための孔明加工による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。	② 石材による主仕上の衛生器具、電気器具、配管、配線等のための孔明加工による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。
③ 石材による主仕上の表面に取付けられる附合物、目地等による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。	③ 石材による主仕上の表面に取付けられる附合物 <u>又は</u> 目地等による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。



公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(5) タイル・れんが材	(5) タイル・れんが材
1) タイル・れんが材による主仕上の役物類の計測・計算は、原則として設計寸法に基づく長さ又は <u>箇所数</u> を数量とする。	1) タイル・れんが材による主仕上の役物類の計測・計算は、原則として設計寸法に基づく長さ又は <u>か所数</u> を数量とする。
2) タイル・れんが材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上等は、主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。	2) タイル・れんが材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上等は、主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。
(6) 木 材	(6) 木 材
1) 木材による開口部の枠、額縁等の数量は、原則として内法寸法による <u>箇所数</u> 又は内法寸法に基づく周長を数量とする。	1) 木材による開口部の枠、額縁等の数量は、原則として内法寸法による <u>か所数</u> 又は内法寸法に基づく周長を数量とする。
2) 木材による開口部の枠、額縁等の材料としての所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による設計図書の断面積と、内法寸法による長さに両端の接合等のために必要な長さとして10%を加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積とする。 ひき立寸法が示されていないときは、設計図書（仕上り寸法）の断面を囲む最小の長方形の辺の長さに削り代として、片面削りの場合は0.003mを、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立て寸法とする。ここでは、 <u>第1編総則2基本事項(6)2</u> の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算過程における体積については、小数点以下第4位とする。	2) 木材による開口部の枠、額縁等の材料としての所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による設計図書の断面積と、内法寸法による長さに両端の接合等のために必要な長さとして10%を加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積とする。 ひき立寸法が示されていないときは、設計図書（仕上り寸法）の断面を囲む最小の長方形の辺の長さに削り代として、片面削りの場合は0.003mを、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立て寸法とする。ここでは、 <u>第1編総則5(3)</u> の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算過程における体積については、小数点以下第4位とする。
3) 幅木、回縁、ボーダー等の数量は、原則として長さを数量とする。なお、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による断面積と、またひき立て寸法が示されていないときは仕上り寸法に前項2)による削り代を加えた断面積と長さによる体積に5%の割増をした体積とする。	3) 幅木、回縁、ボーダー等の数量は、原則として長さを数量とする。なお、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による断面積と、またひき立て寸法が示されていないときは仕上り寸法に前項2)による削り代を加えた断面積と長さによる体積に5%の割増をした体積とする。
4) 銘木類及び積層材は、 <u>設計寸法による本数</u> 、枚数又は面積を数量とする。	4) 銘木類及び積層材は、 <u>定尺寸法による本数</u> 、枚数又は面積を数量とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
5) 木材による床又は天井の骨組下地について計測・計算するときは、躯体からの「ふところ」寸法により <u>区分</u> し、その主仕上の数量による。	5) 木材による床又は天井の骨組下地について計測・計算するときは、躯体からの「ふところ」寸法により <u>区別</u> し、その主仕上の数量による。
6) 木材による <u>下地板類</u> 、 <u>壁胴縁等</u> について計測・計算するときは、原則としてその主仕上の数量による。	6) 木材による <u>下地板類</u> について計測・計算するときは、原則としてその主仕上の数量による。 <u>壁胴縁等は仕上下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。</u>
7) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、第1章第2節2(3)の木材の定めによる。	7) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、第1章第2節2(3)の木材の定めによる。
(7) 金属材	(7) 金属材
<u>1) 金属材による主仕上はそれぞれ材種、仕様、形状等に区分して計測・計算する。</u>	
<u>2) 金属材による手すり、タラップ、面格子、点検口、投入口、ルーフトレイン、たて樋、養生管等の数量は、原則として設計寸法による長さ又は<u>箇所数</u>による</u>	<u>1) 金属材による手摺、タラップ、面格子、改め口、投入口等及びルーフトレイン、たて樋、養生管等の数量は、原則として設計寸法による長さ又は<u>か所数</u>による。</u>
<u>3) 2)に類するもので合成樹脂材等によるものについては、原則として材種を明記して、金属材の定めを準用する。</u>	<u>2) 1)に類するもので合成樹脂材等によるものについては、原則として材種を明記して、金属材の定めを準用する。</u>
<u>4) 金属、合成樹脂等による屋根の主仕上の計測・計算に当たっては、第2章第2節の仕上の計測・計算の定めは適用せず、原則として軒先等までの設計寸法による面積から、天窗等の内法寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときには、その主仕上の欠除はないものとする。</u>	<u>3) 金属、合成樹脂等による屋根の主仕上の計測・計算に当たっては、第2章第2節の仕上の計測・計算の定めは適用せず、原則として軒先等までの設計寸法による面積から、天窗等の内法寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときには、その主仕上の欠除はないものとする。</u>
<u>5) 金属材による床又は天井の骨組下地について計測・計算するときは、躯体からの「ふところ」寸法及び根太、野縁等の仕様により<u>区分</u>し、その主仕上の数量による。<u>なお、天井インサートは原則としてその主仕上の数量とする。</u></u>	<u>4) 金属材による床又は天井の骨組下地について計測・計算するときは、躯体からの「ふところ」寸法及び根太、野縁等の仕様により<u>区別</u>し、その主仕上の数量による。<u>なお、天井インサートは天井下地の構成部材として、計測の対象としない。</u></u>
<u>6) 金属材による骨組下地の開口部等のための補強は、設計寸法による開口部の<u>箇所数</u>又は長さを数量とする。</u>	<u>5) 金属材による骨組下地の開口部等のための補強は、設計寸法による開口部の<u>か所数</u>又は長さを数量とする。</u>

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
7) <u>メタルラス、ワイヤラス等の金属材による下地材及び壁胴縁についての計測・計算は、</u> 原則としてその主仕上の数量による。	6) <u>メタルラス、ワイヤラス等の金属材による下地材及び壁胴縁について計測・計算するときは、</u> 原則としてその主仕上の数量による。
(8) 左官材	(8) 左官材
1) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝等の数量は、原則として設計寸法による高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さによる。	1) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝等の数量は、原則として設計寸法による高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さによる。
2) 左官材による開口部周囲の見込等の幅が0.05m以下の主仕上で、その開口部等の属する壁等と同一の主仕上によるものは、原則として計測の対象としない。	2) 左官材による開口部周囲の見込等の幅が0.05m以下の主仕上で、その開口部等の属する壁等と同一の主仕上によるものは、原則として計測の対象としない。
3) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要があるときは表面処理すべき主仕上の数量による。	3) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要があるときは表面処理すべき主仕上の数量による。
4) モルタル下地等の左官材による <u>下地類についての計測・計算は、</u> その主仕上の数量による。	4) モルタル下地等の左官材による <u>下地類について計測・計算するときは、</u> その主仕上の数量による。
5) 建具等の開口部周囲のモルタル充てん等の計測・計算は、内法寸法に基づく周長を数量とする。	5) 建具等の開口部周囲のモルタル充てん等の計測・計算は、内法寸法に基づく周長を数量とする。
(9) 木製建具類	(9) 木製建具類
1) 木製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合したユニットとし、主仕上の材質、形状等により <u>区分</u> し、建具類の符号及びサイズ別の <u>箇所数</u> を数量とする。	1) 木製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合したユニットとし、主仕上の材質、形状等により <u>区別</u> し、建具類の符号、 <u>サイズ別の箇所数</u> を数量とする。
2) 塗装等の表面処理 <u>についての計測・計算は、</u> (12) 塗装・吹付材の定めによる。	2) 塗装等の表面処理について <u>計測・計算する必要があるときは、</u> (12) 塗装・吹付材の定めによる。
3) 附合物のうち建具金物等 <u>についての計測・計算は、</u> その規格、仕様等ごとの組数又は <u>箇所数</u> を数量とする。	3) 附合物のうち建具金物等 <u>について計測・計算するときは、</u> その規格、仕様等ごとの組数又は <u>箇所数</u> を数量とする。
4) ガラスについて計測・計算する必要があるときは、(11) ガラス材の定めによる。	4) ガラスについて計測・計算する必要があるときは、(11) ガラス材の定めによる。
(10) 金属製建具類	(10) 金属製建具類
1) 金属製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地及び枠類を複合したユニットとし、主仕上の材質、形状等により <u>区分</u> し、建具類の符号及びサイズ別の <u>箇所数</u> を数量とする。	1) 金属製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地及び枠類を複合したユニットとし、主仕上の材質、形状等により <u>区別</u> し、建具類の符号、 <u>サイズ別の箇所数</u> を数量とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
2) 塗装等の表面処理 <u>についての計測・計算是、</u> (12) 塗装・吹付材の定めによる。	2) 塗装等の表面処理 <u>について計測・計算する必要があるときは、</u> (12) 1塗装・吹付材の定めによる。
3) 附合物のうち特殊な建具金物等 <u>についての計測・計算是、</u> その規格、仕様等ごとの組数又は <u>箇所数</u> を数量とする。	3) 附合物のうち特殊な建具金物等 <u>について計測・計算する必要があるときは、</u> その規格、仕様等ごとの組数又は <u>か所数</u> を数量とする。
4) ガラス <u>についての計測・計算是、</u> (11) ガラス材の定めによる。	4) ガラス <u>について計測・計算する必要があるときは、</u> (11) ガラス材の定めによる。
5) 強化ガラス、アクリル等による建具類の計測・計算については、原則として材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。	5) 強化ガラス、アクリル等による建具類の計測・計算については、原則として材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。
(11) ガラス材	(11) ガラス材
1) 全面がガラスである建具類のガラスの数量は、材質、規格等ごとに、原則として建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧等の見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。	1) 全面がガラスである建具類のガラスの数量は、材質、規格等ごとに、原則として建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧等の見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。
2) 額入建具等のガラスの計測・計算是、設計寸法による。	2) 額入建具等のガラスの計測・計算是、設計寸法による。
3) 特殊寸法、特殊形状あるいは特殊な性能を有するガラス材については、設計寸法による枚数又は <u>箇所数</u> を数量とする。	3) 特殊寸法、特殊形状あるいは特殊な性能を有するガラス材については、設計寸法による枚数又は <u>か所数</u> を数量とする。
4) トップライト、ガラスブロック、アートブロック等のガラス材による主仕上の数量は、設計寸法による面積又は <u>箇所数</u> による。	4) トップライト、ガラスブロック、アートブロック等のガラス材による主仕上の数量は、設計寸法による面積又は <u>か所数</u> による。
5) 鏡等ガラス加工品の数量は、設計図書の形状及び寸法による枚数又は <u>箇所数</u> による。	5) 鏡等ガラス加工品の数量は、設計図書の形状、寸法による枚数又は <u>か所数</u> による。
6) ガラス類の清掃、養生等は、原則として計測の対象としない。必要があるときは、ガラスの数量による。また、熱線反射ガラス等で映像調整の必要があるときは、熱線反射ガラスの数量による。	6) ガラス類の清掃、養生等は、原則として計測の対象としない。必要があるときは、ガラスの数量による。また、熱線反射ガラス等で映像調整の必要があるときは、熱線反射ガラスの数量による。
7) シーリング、ガスケット等の計測・計算是、ガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。 <u>また、シーリング等で両面シールの場合、両面周長(片面周長×2)とする。</u>	7) シーリング、ガスケット等の計測・計算是、ガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(12) 塗装・吹付材	(12) 塗装・吹付材
1) 塗装・吹付材による表面処理の数量は、原則として表面処理すべき主仕上の数量による。	1) 塗装・吹付材による表面処理の数量は、原則として表面処理すべき主仕上の数量による。
2) 表面に凹凸がある場合等複雑な主仕上又は役物類等の塗装・吹付材による表面処理について④計測・計算は、第2章第2節2の(3)凹凸のある仕上の定めにかかわらず、主仕上の表面の糸幅による面積又は糸幅ごとの延べ長さを数量とする。	2) 表面に凹凸がある場合等複雑な主仕上又は役物類等の塗装・吹付材による表面処理について計測・計算するときは、第2章第2節2の(3)凹凸のある仕上の定めにかかわらず、主仕上の表面の糸幅による面積又は糸幅ごとの延べ長さを数量とする。
建具類、鉄骨等の塗装材による表面処理について④計測・計算は、適切な統計値又は係数値にすることができる。	建具類又は鉄骨等の塗装材による表面処理について計測・計算するときは、適切な統計値にすることができる。
(13) 内外装材	(13) 内外装材
1) 瓦、スレート等による屋根の主仕上の計測・計算に当たっては、第2章第2節2の主仕上の計測・計算の定めは適用せず、原則として軒先等までの設計寸法による面積から、天窓等の内法寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その主仕上の欠除はないものとする。	1) 瓦、スレート等による屋根の主仕上の計測・計算に当たっては、第2章第2節2の主仕上の計測・計算の定めは適用せず、原則として軒先等までの設計寸法による面積から、天窓等の内法寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その主仕上の欠除はないものとする。
2) 布張り、紙張り等の重ね代は計測の対象としない。	2) 布張り、紙張り等の重ね代は計測の対象としない。
3) ボード類等は、ジョイント工法（継目処理工法）、目透し工法、突付け工法等の工法ごとに区分して計測・計算する。 また、ボード類の目地は主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは設計寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。	3) ボード類等は、ジョイント工法（継目処理工法）、目透し工法、突付け工法等の工法ごとに区別して計測・計算する。 また、ボード類の目地は主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは設計寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。
4) ビニール床シート、カーペット等の数量は、設計寸法による面積とする。なお、畳については枚数とする。	4) ビニール床シート、カーペット等の数量は、設計寸法による面積とする。なお、畳については枚数とする。
(14) 仕上ユニット	(14) 仕上ユニット
1) 仕上ユニット等は、材種、規格等により区分し、設計寸法による面積又は箇所数を数量とする。	1) 仕上ユニット等は、材種、規格等により区別し、設計寸法による面積又は箇所数を数量とする。
2) 仕上ユニットとしての浴室、便所等は、設計図書による性能、形状等ごとに、組数又は箇所数を数量とする。	2) 仕上ユニットとしての浴室、便所等は、設計図書による性能、形状等ごとに、組数又は箇所数を数量とする。
3) 家具、スクリーン等は、設計寸法による組数又は箇所数を数量とする。	3) 家具、スクリーン等は、設計寸法による組数又は箇所数を数量とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
4) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク等は、表面処理、主仕上、附合物及び仕上下地を複合して仕上ユニットとし、組数又は箇所数を数量とする。	4) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク等は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地を複合して仕上ユニットとし、組数又は箇所数を数量とする。
5) カーテン、ブラインド等の数量は、建具類等開口部の内法寸法ごとの箇所数による。なお、必要があるときは面積とする。	5) カーテン、ブラインド等の数量は、建具類等開口部の内法寸法ごとの箇所数による。なお必要があるときは面積とする。
(15) カーテンウォール	(15) カーテンウォール
1) コンクリート材、金属材等による外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとし、その数量は原則として設計図書に記載された形状・寸法による面積又はユニットの箇所数による。	1) コンクリート材、金属材等による外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとし、その数量は原則として設計図書に記載された形状・寸法による面積又はユニットの箇所数による。
2) カーテンウォールの建具類又はガラスについての計測・計算是、それぞれ(10)金属製建具類又は(11)ガラス材の定めによる。	2) カーテンウォールの建具類又はガラスについて計測・計算する必要があるときは、それぞれ(10)金属製建具類又は(11)ガラス材の定めによる。
3) 方立、力骨、耐火パネル、シーリング、錆止処理等は、仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは設計寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。	3) 方立、力骨、耐火パネル、シーリング、錆止処理等は、仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは設計寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。
(16) その他	(16) その他
防音、防湿、防熱等の特殊な材料による仕上又は仕上下地の計測・計算については、原則として近似する材種の特則を準用し、適当な名称を付けて区分する。ただし、その材料について仕様等において計測上特別の定めがあるときは、その定めによる。	防音、防湿、防熱等特殊な材料による仕上又は仕上下地の計測・計算については、原則として近似する材種の特則を準用し、適当な名称を付けて区別する。ただし、その材料について仕様等において計測上特別の定めがあるときは、その定めによる。
<b>第6編 屋外施設等</b>	<b>第6編 屋外施設等</b>
屋外施設等の計測・計算については、囲障、構内舗装、屋外排水、植栽及びその他工作物に区別して定める。	屋外施設等の計測・計算については、囲障、構内舗装、屋外排水、植栽及びその他工作物に区別して定める。
<b>第1章 囲障</b>	<b>第1章 囲障</b>
囲障は、構内の境界等に設置する門、フェンス等及び植え込み土留めに適用する。	囲障は、構内の境界等に設置する門、フェンス等及び植え込み土留めに適用する。
<b>第1節 囲障の区分</b>	<b>第1節 囲障の区分</b>

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<p>囲障は、敷地造成による擁壁等を除いたものを対象とする。</p> <p>生垣は、第4章植栽の定めによる。</p>	<p>囲障は、敷地造成による擁壁等を除いたものを対象とする。</p> <p>生垣は、第4章植栽の定めによる。</p>
<b>第2節 囲障の計測・計算</b>	<b>第2節 囲障の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
<p>囲障にかかわる土工、コンクリート、型枠、鉄筋及び仕上の数量は、原則として第3編第1章第2節、第4編及び第5編の定めによる。</p>	<p>囲障にかかわる土工及びコンクリート、型枠、鉄筋及び仕上の数量は、原則として第3編第1章第2節、第4編及び第5編の定めによる。</p>
<b>2 各部の計測・計算</b>	<b>2 各部の計測・計算</b>
(1) 門、フェンス等	(1) 門、フェンス等
<p>門、フェンス等の数量は、材質、形状及び寸法ごとの長さ又は箇所数を数量とする。</p>	<p>門、フェンス等の数量は、材質、形状及び寸法ごとの長さ又は箇所数を数量とする。</p>
(2) 植え込み土留め	(2) 植え込み土留め
<p>植え込み土留めの数量は、構造種別及び寸法ごとの長さ又は箇所数を数量とする。</p>	<p>植え込み土留めの数量は、構造種別及び寸法ごとの長さ又は箇所数を数量とする。</p>
<b>第2章 構内舗装</b>	<b>第2章 構内舗装</b>
<p>構内舗装は、構内の各種舗装と縁石等に適用し、構内舗装部の排水処理は、第3章の屋外排水の定めによる。</p>	<p>構内舗装は、構内の各種舗装と縁石等に適用し、構内舗装部の排水処理は、第3章の屋外排水の定めによる。</p>
<b>第1節 構内舗装の区分</b>	<b>第1節 構内舗装の区分</b>
<p>構内舗装は、舗装部分と縁石等に区分する。</p>	<p>構内舗装は、舗装部分と縁石等に区分する。</p>
<b>第2節 構内舗装の計測・計算</b>	<b>第2節 構内舗装の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
<p>(1) 舗装の数量は、工種及び工法ごとに区分し、縁石、排水側溝等の幅が0.05mを超えるものがあ</p>	<p>(1) 舗装の数量は、工種、工法ごとに区分し、縁石及び排水側溝等の幅が0.05mを超えるものがあ</p>

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
るときは、その面積を差し引いた面積とする。なお、排水桝等の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	るときは、その面積を差し引いた面積とする。なお、排水桝等の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。
(2) 縁石等の数量は、材種及び寸法ごとに、長さを計測・計算する。	(2) 縁石等の数量は、材種、寸法ごとに、長さを計測・計算する。
<b>2 各部の計測・計算</b>	<b>2 各部の計測・計算</b>
(1) アスファルト舗装 用途及び施工規模ごとに計測・計算する。	(1) アスファルト舗装 用途、施工規模ごとに計測・計算する。
(2) コンクリート舗装等 コンクリート舗装の目地は、部位及び種類ごとに、長さ又は箇所数を計測・計算する。	(2) コンクリート舗装等 コンクリート舗装の目地は、部位、種類ごとに、長さ又は箇所数を計測・計算する。
(3) その他 区画線、車止め、道路標示等の数量は、材種及び寸法ごとに長さ又は箇所数を計測・計算する。	(3) その他 区画線、車止め及び道路標示等の数量は、材種、寸法ごとに長さ又は箇所数を計測・計算する。
<b>第3章 屋外排水</b>	<b>第3章 屋外排水</b>
屋外排水は、設計図書により建物からの雨水排水及び構内の雨水排水を対象とする。	屋外排水は、建物からの雨水排水及び構内の雨水排水を対象とする。
<b>第1節 屋外排水の計測・計算</b>	<b>第1節 屋外排水の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
屋外排水にかかわる土工及びコンクリート・型枠・鉄筋の数量は、原則として第3編第1章第2節及び第4編の定めによる。	屋外排水にかかわる土工及びコンクリート・型枠・鉄筋の数量は、原則として第3編第1章第2節及び第4編の定めによる。



公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>2 各部の計測・計算</b>	<b>2 各部の計測・計算</b>
(1) 排水樹等 排水樹等の数量は、工法、大きさ及び深さごとに、 <b>箇所数</b> を数量とする。	(1) 排水樹等 排水樹等の数量は、工法、大きさ及び深さごとに、 <b>か所数</b> を数量とする。
(2) 側 溝 側溝の数量は、工法 <b>及び</b> 大きさごとに、長さを計測・計算する。	(2) 側 溝 側溝の数量は、工法、 <b>、</b> 大きさごとに、長さを計測・計算する。
(3) 排水管 排水管の数量は、材種 <b>及び</b> 呼び径ごとに、接続する樹の内法寸法を減じた長さを計測・計算する。	(3) 排水管 排水管の数量は、材種、 <b>、</b> 呼び径ごとに、接続する樹の内法寸法を減じた長さを計測・計算する。
<b>第4章 植 栽</b>	<b>第4章 植 栽</b>
植栽は、構内における、樹木 <b>（低木、中木及び高木）</b> 、芝類（芝張り、吹付けは種及び地被類）の新植及び移植に適用する。	植栽は、構内における、樹木、芝類（芝張り、吹付けは種及び地被類）の新植及び移植に適用する。
<b>第1節 植栽の区分</b>	<b>第1節 植栽の区分</b>
新植と移植に区分する。	新植と移植に区分する。
<b>第2節 植栽の計測・計算</b>	<b>第2節 植栽の計測・計算</b>
<b>1 各部の計測・計算</b>	<b>1 各部の計測・計算</b>
(1) 植栽基盤 植栽基盤の数量は、工法の種別、樹木等に応じた有効土層の厚さごとに、面積を計測・計算する。	(1) 植栽基盤 植栽基盤の数量は、工法の種別及び樹木等に応じた有効土層の厚さごとに、面積を計測・計算する。
(2) 樹 木 樹木の数量は、樹種 <b>及び</b> 寸法ごとに、本数、株数又は面積を数量とする。	(2) 樹 木 樹木の数量は、樹種、 <b>、</b> 寸法ごとに、本数、株数又は面積を数量とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(3) 芝 類	(3) 芝 類
芝類の数量は、種類及び工法ごとに、面積を計測・計算する。なお、排水桝等の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	芝類の数量は、種類、工法ごとに、面積を計測・計算する。なお、排水桝等の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。
(4) 移 植	(4) 移 植
移植の数量は、樹種及び寸法ごとに、本数、株数又は面積を数量とする。	移植の数量は、樹種、寸法ごとに、本数、株数又は面積を数量とする。
(5) 支 柱 等	(5) 支 柱 等
支柱、ツリーサークル等の数量は、材質、形状及び寸法ごとに箇所数又は長さを数量とする。	支柱、ツリーサークル等の数量は、材質、形状及び寸法ごとにか所数又は長さを数量とする。
第5章 その他工作物	第5章 その他工作物
その他工作物は、構内の建物及び第6編第1章から第4章までの屋外施設以外の工作物に適用する。	その他工作物は、構内の建物及び第6編第1章から第4章までの屋外施設以外の工作物に適用する。
第1節 その他工作物の計測・計算	第1節 その他工作物の計測・計算
1 各部の計測・計算	1 各部の計測・計算
その他工作物の数量は、用途、形状、材質及び寸法ごとの長さ又は箇所数を数量とする。	その他工作物の数量は、用途、形状、材質及び寸法ごとの長さ又はか所数を数量とする。
第7編 改 修	第7編 改 修
建築物等の躯体の保護及び建物機能や意匠の回復のための模様替え及び修繕（以下「改修」という。） 工事に適用する。 本編に定めのない場合は、第2編から第5編による。	建築物等の躯体の保護及び建物株能や意匠の回復のための模様替え及び修繕（以下「改修」という） 工事に適用する。 本編に定めのない場合は、第2編から第5編による。
第1章 仮 設（改修）	第1章 仮 設（改修）

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
第1節 仮設（改修）の定義	第1節 仮設（改修）の定義
仮設（改修）とは、建築物等を改修するための仮設をいう。	仮設（改修）とは、建築物等を改修するための仮設をいう。
第2節 直接仮設（改修）の計測・計算	第2節 直接仮設の計測・計算
1 通 則	1 通 則
(1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。	(1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
(2) 仮設間仕切り 仮設間仕切りとは、建物内部の改修において、執務者等に対する災害防止、騒音・塵あい等の防護対策として改修部分と非改修部分を区画して設置する仮の間仕切りをいう。	(2) 仮設間仕切り 仮設間仕切りとは、建物内部の改修において、執務者等に対する災害防止、騒音・塵あい等の防護対策として改修部分と非改修部分を区画して設置する仮の間仕切りをいう。
2 直接仮設（改修）の計測・計算	2 直接仮設の計測・計算
(1) 墨出し 墨出しの数量は次による。	(1) 墨出し 墨出しの数量は次による。
1) 防水改修 水勾配の調整を必要とする改修の場合には計測・計算の対象とし、その数量は水勾配の調整をする面積とする。	1) 防水改修 水勾配の調整を必要とする改修の場合には計測・計算の対象とし、その数量は水勾配の調整をする面積とする。
2) 外壁改修 外壁モルタル塗り、外壁タイル張り等を撤去し、新たに仕上（以下「新設仕上」という。）をする場合に計測・計算の対象とし、その数量は外壁改修面積とする。	2) 外壁改修 外壁モルタル塗り、外壁タイル張り等を撤去し、新たに仕上（以下「新設仕上」という。）をする場合に計測・計算の対象とし、その数量は外壁改修面積とする。
3) 建具改修 既存の壁に開口を設けて新規に建具を取り付ける場合のみ計測・計算の対象とし、その数量	3) 建具改修 既存の壁に開口を設けて新規に建具を取り付ける場合のみ計測・計算の対象とし、その数量

# 公共建築数量積算基準の改定について

改定	現行
は建具の内法寸法による面積とする。	は建具の内法寸法による面積とする。
4) 内装及び塗装改修	4) 内装及び塗装改修
床、壁及び天井仕上を下地から撤去し、新設仕上をする場合に計測・計算の対象とし、その数量は床又は天井の改修面積とする。	床、壁及び天井仕上を下地から撤去し、新設仕上をする場合に計測・計算の対象とし、その数量は床又は天井の改修面積とする。
また、壁のみを新設及び改修する場合は、新設壁の前面から1.0mの範囲の床面積とする。	また、壁のみを新設及び改修する場合は、新設壁の前面から1.0mの範囲の床面積とする。
(2) 養生及び整理清掃後片付け	(2) 養生及び整理清掃後片付け
既存部分等の養生及び整理清掃後片付けの数量は次による。	既存部分等の養生及び整理清掃後片付けの数量は次による。
1) 防水改修	1) 防水改修
数量は、改修防水層の平場面積とする。	数量は、改修防水層の平場面積とする。
2) 外壁改修	2) 外壁改修
数量は、改修する外壁面の水平長さに2.0mを乗じた面積とする。	数量は、改修する外壁面の水平長さに2.0mを乗じた面積とする。
3) 建具改修	3) 建具改修
建具のみを改修する場合には、整理清掃後片付けのみ計測・計算の対象とし、その数量は外部建具の場合は建具幅に1.0mを乗じた面積及び内部建具の場合は建具幅に2.0mを乗じた面積とする。	建具のみを改修する場合には、整理清掃後片付けのみ計測・計算の対象とし、その数量は外部建具の場合は建具幅に1.0mを乗じた面積及び内部建具の場合は建具幅に2.0mを乗じた面積とする。
4) 内装及び塗装改修	4) 内装及び塗装改修
床、壁及び天井を改修する場合の数量は、改修する部分の床又は天井の面積とする。	床、壁及び天井を改修する場合の数量は、改修する部分の床又は天井の面積とする。
また、壁のみを新設及び改修する場合は、新設壁の前面から1.0mの範囲の床面積とする。	また、壁のみを新設及び改修する場合は、新設壁の前面から1.0mの範囲の床面積とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
5) 資材搬入通路 資材搬入通路の数量は、廊下、階段室、ホール等を対象とし、幅を2.0mとした面積とする。ただし、廊下等の通路幅が2.0m未満の場合は、その幅を通路幅とした床面積とする。また、エレベーターの数量は台数とする。	5) 資材搬入通路 資材搬入通路の数量は、廊下、階段室、ホール等を対象とし、通路幅を2.0mとした床面積とする。ただし、廊下等の幅が2.0m未満の場合は、その幅を通路幅とした床面積とする。また、エレベーターの数量は台数とする。
(3) 足場 足場は、種別ごとに区分し、その数量は次による。	(3) 足場 足場は、種別ごとに区別し、その数量は次による。
1) 外部足場 仮設ゴンドラ及び高所作業車の数量は、台数又は箇所数とする。	1) 外部足場 仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は、台数又は箇所数とする。
2) 内部足場 内部仕上足場の数量は、天井の改修面積とする。 また、壁のみを新設及び改修する場合の内部仕上足場の数量は、改修する壁の水平長さに1.0mを乗じた面積とする。なお、内部仕上足場は高さに応じた足場とし、その数量は足場の区分に対応した天井の改修面積とする。	2) 内部足場 内部仕上足場の数量は、天井の改修面積とする。 また、壁のみを新設及び改修する場合の内部仕上足場の数量は、改修する壁の水平長さに1.0mを乗じた面積とする。なお、内部仕上足場は高さに応じた足場とし、その数量は足場の区別に対応した天井の改修面積とする。
(4) 仮設間仕切り 仮設間仕切りは、種別ごとに区分し、その数量は面積、長さ及び箇所数とする。	(4) 仮設間仕切り 仮設間仕切りは、種別ごとに区別し、その数量は面積、長さ及び箇所数とする。
<b>第2章 躯体改修</b>	<b>第2章 躯体改修</b>
<b>第1節 躯体改修の定義と区分</b>	<b>第1節 躯体改修の定義と区分</b>
<b>1 躯体改修の定義</b> 躯体改修とは、躯体各部分の撤去、新設、補強又は劣化部分の補修及び補強する場合をいう。	<b>1 躯体改修の定義</b> 躯体改修とは、躯体各部分の撤去、新設、補強又は劣化部分の補修及び補強する場合をいう。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>2 躯体改修の区分</b>	<b>2 躯体改修の区分</b>
改修の各部分とは、第4編第1章第2節の区分による。	改修の各部分とは、第4編第1章第2節の区分による。
<b>第2節 躯体改修の計測・計算</b>	<b>第2節 躯体改修の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
(1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。	(1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
(2) 躯体の新設及び撤去の数量は、第4編による。	(2) 躯体の新設並びに撤去の数量は、第4編による。
<b>2 躯体改修の計測・計算</b>	<b>2 躯体改修の計測・計算</b>
(1) 部分改修で、 <u>カッター入れの計測・計算は</u> 、設計寸法による長さとする。	(1) 部分改修で、 <u>カッター入れを計測・計算するときは</u> 、設計寸法による長さとする。
(2) あと施工アンカー及びスタットボルトは、種別ごとに <u>区分</u> し、その数量は本数とする。	(2) あと施工アンカー及びスタットボルトは、種別ごとに <u>区別</u> し、その数量は本数とする。
(3) 割裂補強筋は、種別ごとに区分し、その数量は設計寸法による長さ又は質量とする。	(3) 割裂補強筋は、種別ごとに区別し、その数量は設計寸法による長さ又は質量とする。
(4) グラウト材の数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積又は長さとする。	(4) グラウト材の数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積又は長さとする。
(5) 既存部分の取り合い面の処理数量は、工法ごとの躯体の寸法により計測・計算する。	(5) 既存部分の取り合い面の処理数量は、工法ごとの躯体の寸法により計測・計算する。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(6) 開口部等を新設又は塞ぐ場合の躯体の数量は、開口部の内法寸法により計測・計算する。	(6) 開口部等を新設又は塞ぐ場合の躯体の数量は、開口部の内法寸法により計測・計算する。
(7) 型枠の数量は、第4編第2章第2節1 (2) の定めにかかわらず、長さ又は <b>箇所数</b> とすることができる。	(7) 型枠の数量は、第4編第2章第2節1 (2) の定めにかかわらず、長さ又は <b>か所数</b> とすることができる。
(8) 柱補強の数量は、部位及び断面寸法ごとに <b>区分</b> し、原則として <b>箇所数</b> とする。	(8) 柱補強の数量は、部位及び断面寸法ごとに <b>区別</b> し、原則として <b>か所数</b> とする。
<b>第3章 仕上改修</b>	<b>第3章 仕上改修</b>
<b>第1節 仕上改修の定義と区分</b>	<b>第1節 仕上改修の定義と区分</b>
<b>1. 仕上改修の定義</b>	<b>1. 仕上改修の定義</b>
仕上改修とは、既存仕上の撤去又は除去及び仕上の新設並びに補修をいう。	仕上改修とは、既存仕上の撤去又は除去及び仕上の新設並びに補修をいう。
<b>2 仕上改修の区分</b>	<b>2 仕上改修の区分</b>
仕上改修は、防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修及びその他改修に区分する。	仕上改修は、防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修及びその他改修に区分する。
<b>第2節 仕上改修の計測・計算</b>	<b>第2節 仕上改修の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
(1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。	(1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
(2) 改修は、既存仕上の撤去、新設仕上のための下地処理、新設仕上及び補修に <b>区分</b> する。	(2) 改修は、既存仕上の撤去、新設仕上のための下地処理、新設仕上及び補修に <b>区別</b> する。
(3) 間仕切下地は、第5編第1章の定めによる。	(3) 間仕切下地は、第5編第1章の定めによる。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>2 仕上改修の計測・計算</b>	<b>2 仕上改修の計測・計算</b>
(1) 新設仕上の数量は、第5編第2章第2節2の定めによる。	(1) 新設仕上の数量は、第5編第2章第2節2の定めによる。
(2) 既存仕上撤去の数量は、既存主仕上の設計寸法による。	(2) 既存仕上撤去の数量は、既存主仕上の設計寸法による。
(3) <b>設計図書に改修に必要な余幅の明示がないときは、適切な余幅を加えて計測・計算することができる。</b>	(3) <b>改修に必要な余幅の図示がないときは、適切な余幅を加えて計測・計算することができる。</b>
<b>3 改修各部の計測・計算</b>	<b>3 改修各部の計測・計算</b>
(1) 防水改修 防水改修とは、既存防水層の劣化・漏水等の現状回復又は新たに防水層を設ける改修をいう。	(1) 防水改修 防水改修とは、既存防水層の劣化・漏水等の現状回復又は新たに防水層を設ける改修をいう。
1) 撤 去	1) 撤 去
① 撤去は、防水層 <b>及び</b> 防水保護層（押えコンクリート等）に <b>区分</b> し、その数量は、設計寸法による面積又はその面積と厚さによる体積とする。	① 撤去は、防水層、防水保護層（押えコンクリート等）に <b>区別</b> し、その数量は、設計寸法による面積又はその面積と厚さによる体積とする。
② <b>部分改修のカッター入れの計測・計算は、設計寸法による長さを数量とする。</b>	② <b>部分改修でカッター入れを計測・計算するときは、設計寸法による長さを数量とする。</b>
2) 下地処理	2) 下地処理
① 下地処理は、工法及び部位ごとに <b>区分</b> し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び <b>箇所</b> とする。	① 下地処理は、工法及び部位ごとに <b>区別</b> し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び <b>み所</b> とする。
② コンクリート面のひび割れ補修は、工法ごとに <b>区分</b> し、その数量は設計寸法による長さとする。	② コンクリート面のひび割れ補修は、工法ごとに <b>区別</b> し、その数量は設計寸法による長さとする。
3) 新 設	3) 新 設



公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
防水層、防水保護層等の数量は、面積、長さ及び箇所数とする。	防水層及び防水保護層等の数量は、面積、長さ及び箇所数とする。
(2) 外壁改修	(2) 外壁改修
外壁改修とは、外壁のひび割れ、欠損、浮き等の劣化部の補修並びに仕上の新設をいう。	外壁改修とは、外壁のひび割れ、欠損、浮き等の劣化部の補修並びに仕上の新設をいう。
1) 施工数量調査	1) 施工数量調査
施工数量調査については、工法及び部位ごとに区分し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。	施工数量調査を行う場合は、工法及び部位ごとに区別し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。
2) 撤 去	2) 撤 去
① 既存仕上の撤去数量は、設計寸法による面積とする。	① 既存仕上の撤去数量は、設計寸法による面積とする。
② 部分改修のカッター入れの計測・計算是、設計寸法による長さを数量とする。	② 部分改修でカッター入れを計測・計算するときは、設計寸法による長さを数量とする。
3) 下地処理及び補修	3) 下地処理及び補修
既存仕上及び躯体のひび割れ、欠損、浮き等は、工法ごとに区分し、その数量は、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。	既存仕上及び躯体のひび割れ、欠損、浮き等は、工法ごとに区別し、その数量は、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。
4) 新 設	4) 新 設
新設仕上の数量は、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。	新設仕上の数量は、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。
(3) 建具改修	(3) 建具改修
建具改修とは、既存の建具を新規に取り替える場合及び既存の壁に開口を設けて新規に建具を取り付ける場合等をいう。	建具改修とは、既存の建具を新規に取り替える場合及び既存の壁に開口を設けて新規に建具を取り付ける場合等をいう。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
1) 撤 去	1) 撤 去
① 建具類の撤去は、種別ごとに区分し、その数量は建具の内法寸法による箇所数、面積及び長さとする。	① 建具類の撤去は、種別ごとに区別し、その数量は建具の内法寸法による箇所数、面積及び長さとする。
② かぶせ工法における既存建具枠の補強、防錆処理等は、原則として計測の対象としない。	② かぶせ工法における既存建具枠の補強、防錆処理等は、原則として計測の対象としない。
③ 撤去工法における枠廻りのはつりの数量は、建具の内法寸法による長さとする。	③ 撤去工法における枠廻りのはつりの数量は、建具の内法寸法による長さとする。
2) 新 設	2) 新 設
① 建具類の新設又は補修は、種別ごとに区分し、その数量は建具の内法寸法による箇所数、面積及び長さとする。	① 建具類の新設又は補修は、種別ごとに区別し、その数量は建具の内法寸法による箇所数、面積及び長さとする。
② 建具周囲補修の数量は、建具の内法寸法による長さとする。	② 建具周囲補修の数量は、建具の内法寸法による長さとする。
(4) 内装改修	(4) 内装改修
内装改修とは、床、壁及び天井の既存仕上及び下地の一部又は全面を撤去し、仕上及び下地の新設並びに補修をいう。	内装改修とは、床、壁及び天井の既存仕上及び下地の一部又は全面を撤去し、仕上及び下地の新設並びに補修をいう。
1) 撤 去	1) 撤 去
① 仕上材及び下地材の撤去は、部位及び種別ごとに区分し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。	① 仕上材及び下地材の撤去は、部位及び種別ごとに区別し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。
② コンクリート、モルタル、 <u>タイル等の撤去の場合についてのカッター入れの計測・計算は、</u> 設計寸法による長さを数量とする。	② コンクリート、モルタル、 <u>タイル等の撤去の場合でカッター入れを計測・計算するときは、</u> 設計寸法による長さを数量とする。
2) 下地処理	2) 下地処理
下地処理は、工法ごとに区分し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。	下地処理は、工法ごとに区別し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。
3) 新 設	3) 新 設
撤去及び壁新設に伴う床、壁及び天井の取り合い部の数量は、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。	撤去及び壁新設に伴う床、壁、天井の取り合い部の数量は、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
(5) 塗装改修 塗装改修とは、塗装の新設並びに既存塗装面に塗装をする塗替えをいう。 1) 新設及び塗替え	(5) 塗装改修 塗装改修とは、塗装の新設並びに既存塗装面に塗装をする塗替えをいう。 1) 新設及び塗替え
① 塗装改修は、塗装の仕様ごとに区分し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。	① 塗装改修は、塗装の仕様ごとに区別し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。
② 撤去及び壁新設に伴う床、壁及び天井の取り合い部の数量は仕様及び部位ごとに区分し、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。	② 撤去及び壁新設に伴う床、壁、天井の取り合い部の数量は仕様及び部位ごとに区別し、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。
<b>第4章 その他改修</b> <b>第1節 その他改修の定義</b> その他改修とは、第2章から第3章以外の改修をいう。	<b>第4章 その他改修</b> <b>第1節 その他改修の定義</b> その他改修とは、第2章から第3章以外の改修をいう。
<b>第2節 その他改修の計測・計算</b>	<b>第2節 その他改修の計測・計算</b>
<b>1 通 則</b> 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。	<b>1 通 則</b> 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
<b>2 その他改修の計測・計算</b> その他改修は、種別、寸法等により区分し、その数量は設計寸法による箇所数、長さ及び面積を数量とする。	<b>2 その他改修の計測・計算</b> その他改修は、種別及び寸法等により区別し、その数量は設計寸法による箇所数、長さ及び面積を数量とする。
<b>第5章 発生材</b> <b>第1節 発生材の計測・計算</b>	<b>第5章 発生材</b> <b>第1節 発生材の計測・計算</b>

公共建築数量積算基準の改定について	
改定	現行
<b>1 通 則</b>	<b>1 通 則</b>
設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。	設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
<b>2 発生材の計測・計算</b>	<b>2 発生材の計測・計算</b>
発生材は、関係法令に基づき分別し、各章で定めた撤去数量とする。	発生材は、関係法令に基づき分別し、各章で定めた撤去数量とする。
<b>第8編 発生材処理</b>	<b>第8編 発生材処理</b>
<b>第1章 発生材処理</b>	<b>第1章 発生材処理</b>
<b>第1節 発生材処理の定義</b>	<b>第1節 発生材処理の定義</b>
発生材処理とは、工事に伴って発生する産業廃棄物等の処理をいう。	発生材処理とは、工事に伴って発生する産業廃棄物等の処理をいう。
<b>第2節 発生材処理の計測・計算</b>	<b>第2節 発生材処理の計測・計算</b>
発生材処理は、関係法令に基づき分別し、その数量は設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。	発生材処理は、関係法令に基づき分別し、その数量は設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。